

令和7年度
子どもの権利サポート委員会
活動報告書

たかラッコクラブ



令和8年（2026年）6月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

宝塚市子ども条例

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在です。

宝塚市では、すべての子どもが健やかに育つ社会になるように、
宝塚市子ども条例を制定しています。

子ども条例の基本理念 第3条

子どもの育成は、子どもの自主性を尊重しながら子どもを導き、
子ども自らが生きる力を育めること等子どもの最善の利益を考慮し、
行わなければならない。

子どもの育成は、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市が
それぞれの役割に応じて取り組むとともに相互に連携し、及び
協働して行わなければならない。

この基本理念に基づき、
宝塚市子どもの権利サポート委員会を設置しています。

この冊子は宝塚市子どもの権利サポート委員会の1年間の活動を
みなさまに知っていただくために作成しています。



左の二次元コードから過去の活動報告書もご覧いただけます。

目次

（はじめに）	1
第 1 章 相談活動状況.....	3
1 相談件数推移（令和 5 年度～令和 7 年度）	3
2 相談状況	6
3 相談の所要時間等	10
4 新規相談のきっかけ	12
5 委員による活動状況	13
6 相談事例	17
第 2 章 広報・啓発活動	23
1 広報・啓発活動一覧	23
2 配布物	24
3 活動報告会	38
4 啓発活動	39
（おわりに）	40
＜参考資料＞◆子どもの権利サポート委員会の制度◆	47
Ⅰ 子どもの権利サポート委員会とは	47
Ⅱ 子どもの権利サポート委員会設置経緯	50
Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例	52

(はじめに)

子どもの権利で『いきる』『そだつ』『そだちあう』

令和7年度宝塚市子どもの権利サポート委員会の活動報告にあたり、ごあいさつ申し上げます。

宝塚市では平成 19 年(2007 年)に「宝塚市子ども条例」が施行され、全市をあげて社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指す施策が進められています。その具体的な取組として、宝塚市子どもの権利サポート委員会は平成 26 年(2014 年)に宝塚市子どもの権利サポート委員会条例に基づき設置された、行政から独立した公的第三者機関です。本委員会では子どもたちの SOS を受け止めながら子どもの権利侵害がある際は救済し、ひいては子どもたちを支える方々とともに子どもの笑顔を守るための活動を続けております。日頃より本委員会の活動に対して深いご理解と多大なるご協力をいただき、心より厚く御礼申し上げます。

さて、激動する社会情勢の中で、子どもたちを取り巻く環境は年々複雑化し、多様な課題などが顕在化しています。その一例として、子どもの学校内・外におけるいじめ、不登校や学校への行きづらさ、家庭では家族の関係性や生活状況、ヤングケアラーや児童虐待といった家庭環境に根ざした問題やトラブルなどもあります。また、個々の子どもの内面には不安や孤立・孤独感も多くあり、子どもたちが直面する困難さは多岐にわたっています。

こうした中で、子どもたちが発する「助けて」「苦しい」という SOS の声のサインは、必ずしも分かりやすい言葉として表わされるものだけではありません。時として子どもからの言葉による SOS で出てこないサイン(小さき声、声なき声)もあり、その中に子どもが抱える深い苦悩が隠されていることも少なからずあると考えています。これらに対して子どもの権利サポート委員会では、サポート委員(福祉・司法・心理を専門とする)、相談員、事務局が連携し、子どもたちからの直接の相談や子どもに関係する市民のみなさんからの相談、情報提供に基づいた活動を展開しています。私たちは寄せられた一つひとつの声に耳を傾け、可能な限り子どもの想いに直接応答しながら子どもにとっての最善の利益が叶うように支援を進めています。

ここに挙げた子どもの想いに直接応答する際には、子ども自身が「自分の話を真剣に聴いてもらえた」「自分には味方がいる」と実感できるように働きかけることを意識しながら子どもと関わり、子どもが安心して本音を語れる環境づくりに努めながら対話を進めています。その上で子どもと子どもの権利サポート委員会との関係性を構築し、子ども自身が自らの力で問題解決やこれからの人生を主体的に描いていくことができるようにすることを目指しています。

もう1点、一人のサポート委員として感じていることは、子どもの権利サポート委員会は子どもの悩み相談を受ける機関と受け止められていますが、子ども自身が「悩み」として確定させることが容易ではないということです。悩みとは、自らが困っていることを

明らかにした上で確定させることができるものと捉えています。つまり不安や違和感、モヤモヤなど、困っていると感じる前の段階があり、それが積み重なることや深刻化してしまうことで「悩み」につながっていくのではないのでしょうか。可能であるならば、悩み相談の“悩み”に至る前までに、身近な方に子どもが話をするようにすることや、周囲が子どもの想いに気づき言葉をかけるなどのサポートがあれば、子どもは安心することができるのではないのでしょうか。

子どもの権利サポート委員会に求められている一つの役割として、子どもたちや子どもたちのご家族、学校関係者、地域住民を含めた市民の方などに対して、子どもの権利について知らせていくことがあると感じています。この子どもの権利を広報する際には「子どもには〇〇の権利がある」ということをお伝えする以上に、子どもに関係するみなさんが、子どもが一人のかけがえのない存在であること、そうして子どもとどのように向き合うことができるのかを一緒に考えることを大切にしています。そのように子どもとの向き合い方や関係性を強化することができるのであれば、上述した子どもが悩みに至る前に子どもと一緒に考えることができるなど、子どもと伴走していく環境を築くことができると考えます。別の角度から見ると、それが子どもの権利を基盤として、子どもとおとなのそれぞれが『いきる』『そだつ』ことであり、そして双方に『そだちあう』ことのできる社会を培うことができるのではないのでしょうか。

子どもは社会の「未来」そのものであると同時に、今この瞬間を生きる「現在」の主役です。子どもの権利サポート委員会では子どもたちが自らの可能性を信じ、安心して失敗し、のびのびと自分らしく生きていくことができることを目指すとともに、一人ひとりの子どもの尊重されるまちづくりに向けて活動を進めてまいりたいと思います。

これからも子どもの権利サポート委員会は公的第三者機関としての独立性を堅持し、子どもたちの声を社会に届ける「代弁者」として、また、子どもたちの権利を守る「砦」であり続けることができるよう、一層の努力を重ねてまいります。

みなさまにおかれましても今後とも子どもたちへの正しい認識と、子どもの権利についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

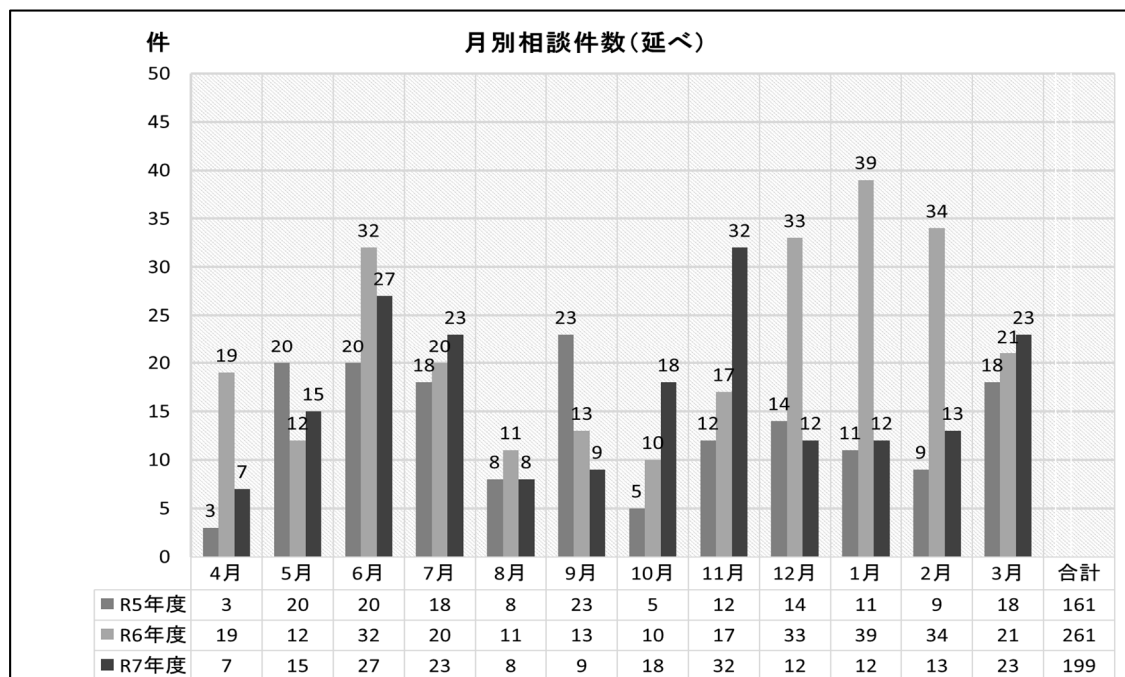
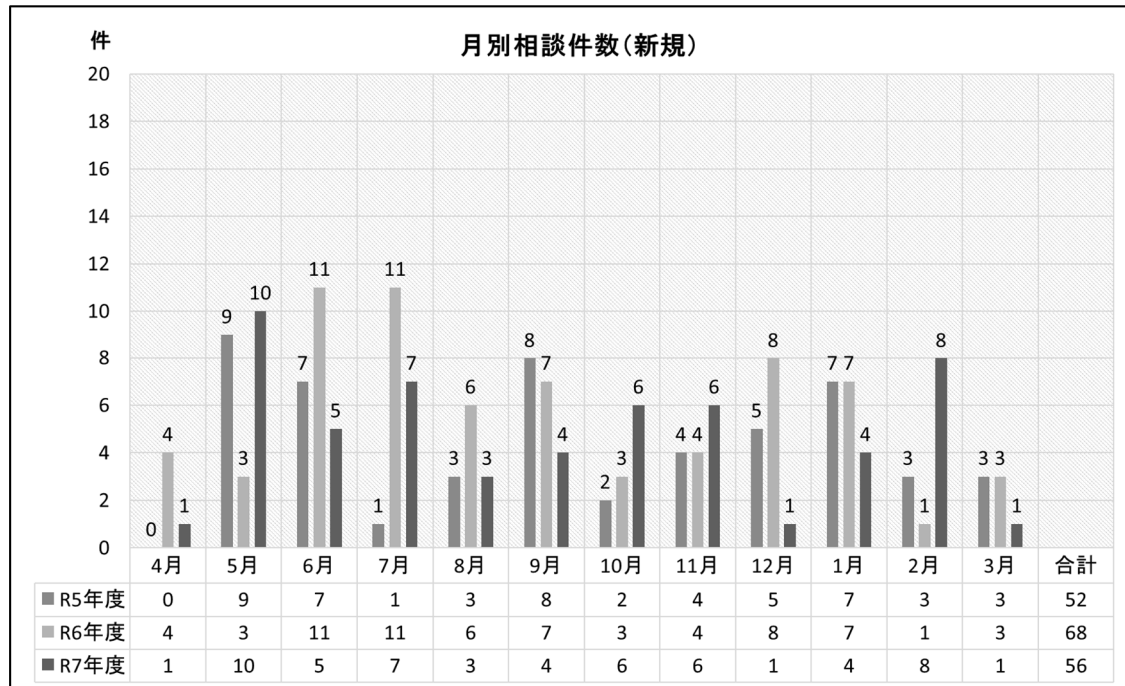
宝塚市子どもの権利サポート委員会
委員長 吉田 祐一郎

第 1 章 相談活動状況

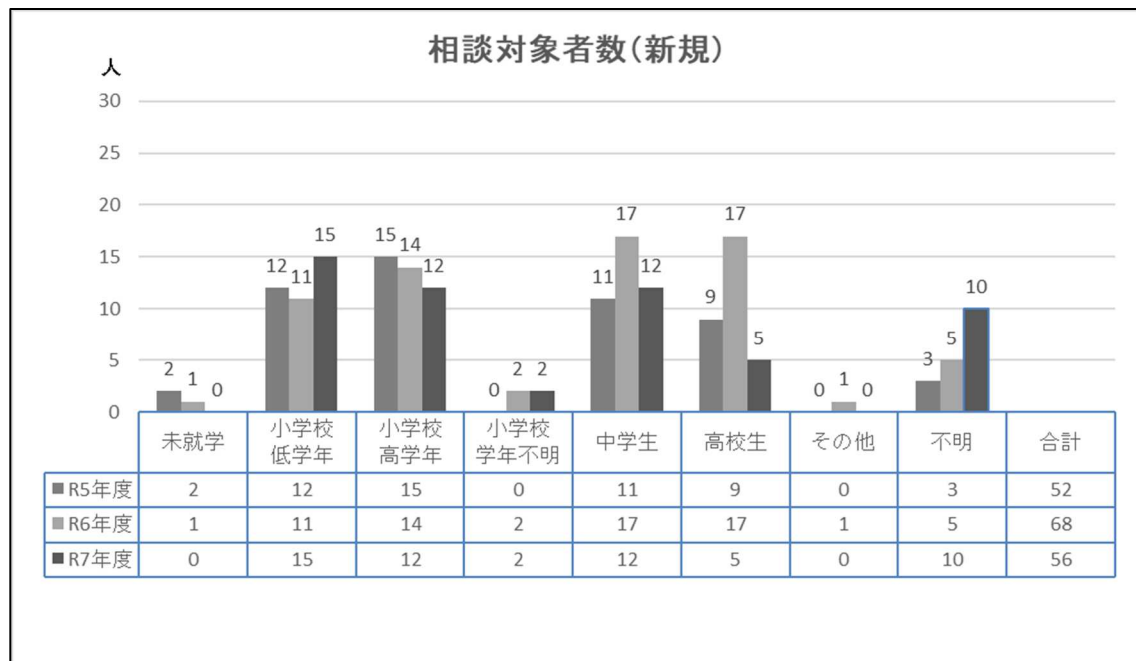
1 相談件数推移（令和 5 年度～令和 7 年度）

（1）月別相談件数（新規・延べ）

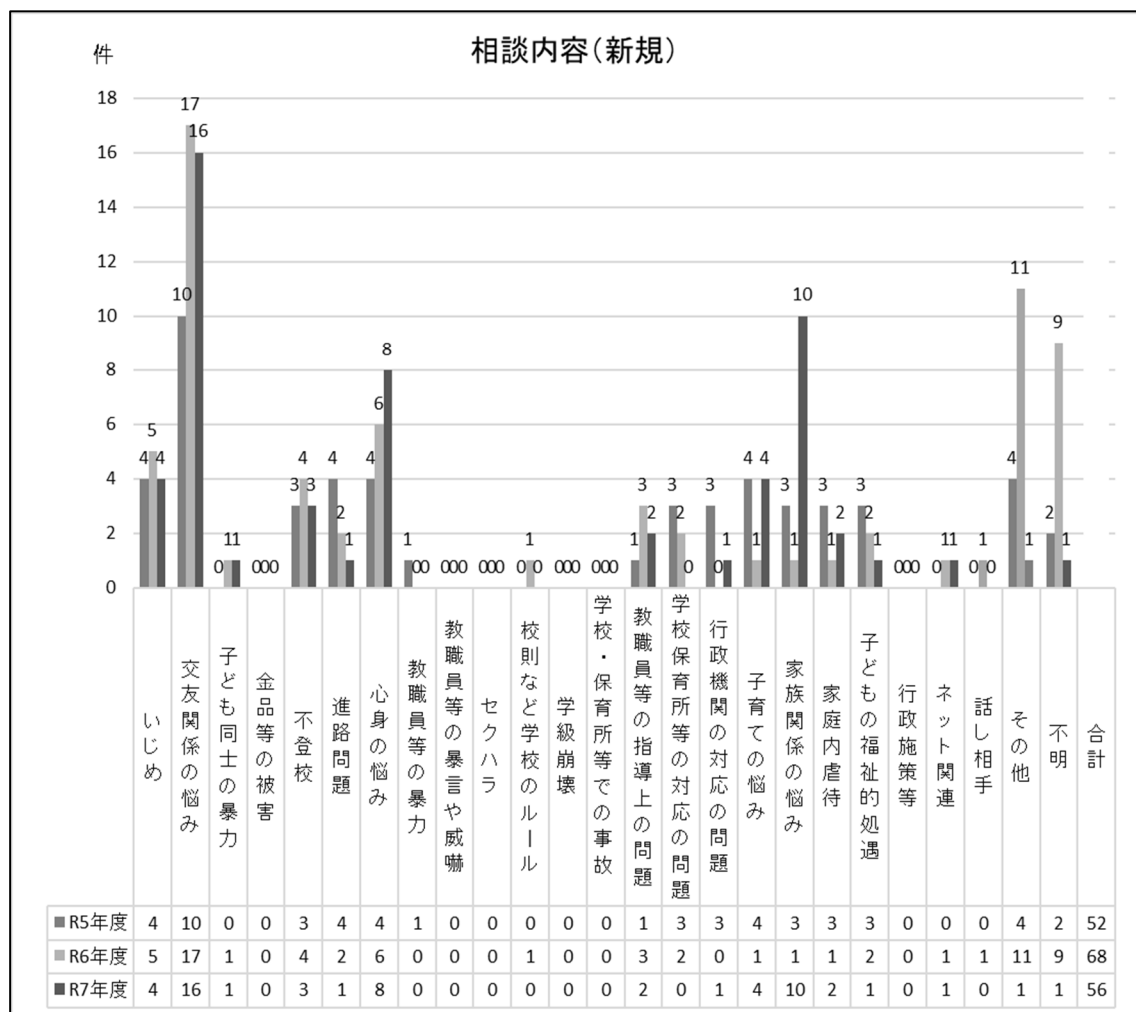
子どもの権利サポート委員会設置から、さまざまな周知方法で子どもたちに知ってもらえる機会を設け、継続的に周知に取り組んできました。直近 3 ヶ年の月別相談件数は以下のとおりです。



(2) 相談対象者数（新規）



(3) 相談内容（新規）



【参考】

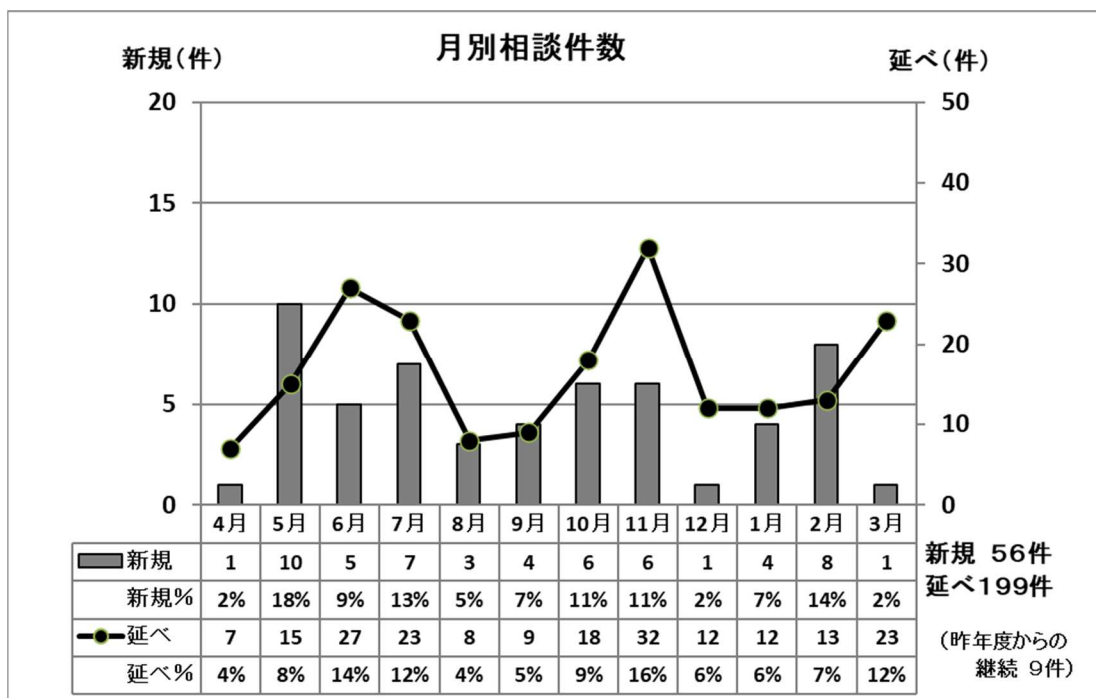
年度	相談件数（件）			備考
	新規	延べ	前年度からの継続	
平成 26（2014）年度	27	122	-	11月～
平成 27（2015）年度	74	386	4	
平成 28（2016）年度	62	386	17	
平成 29（2017）年度	97	547	15	
平成 30（2018）年度	83	663	16	
令和元（2019）年度	65	292	12	
令和 2（2020）年度	55	344	9	
令和 3（2021）年度	54	294	7	
令和 4（2022）年度	46	270	5	
令和 5（2023）年度	52	161	8	
令和 6（2024）年度	68	261	7	
令和 7（2025）年度	56	199	9	

2 相談状況

(1) 月別相談件数

月別相談件数は、新規相談が5月に10件（18%）、次いで、2月に8件（14%）、7月に7件（13%）でした。

昨年度からの継続案件が9件ありました。



※新規：初回相談

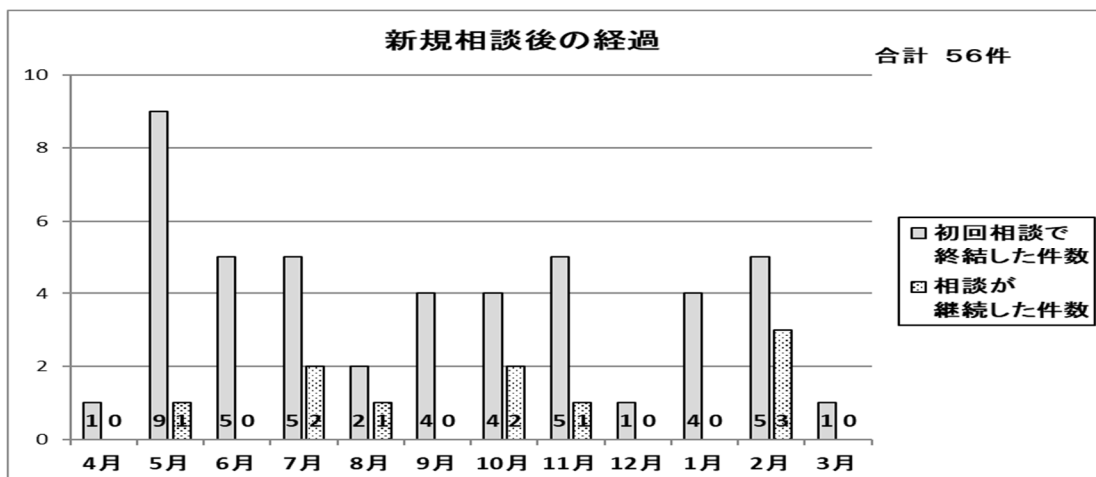
※延べ：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1 案件で初回相談を含む3回の相談があった場合、新規を1回、延べを3回と数えます。

(2) 新規相談後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

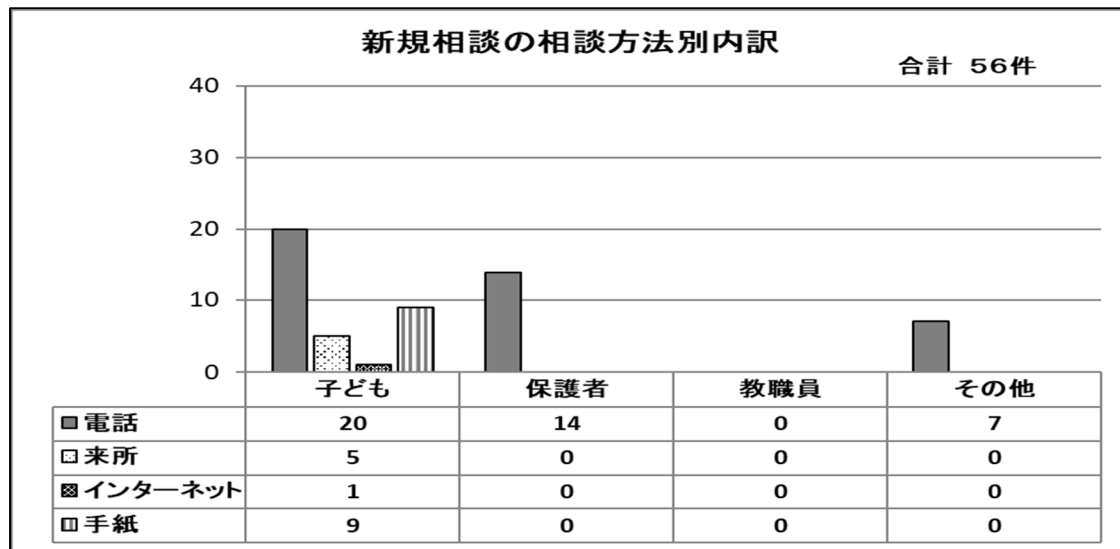
新規相談後、初回で終わる相談が56件中46件と82.1%を占めています。



(3) 新規相談の相談方法別内訳

新規相談 56 件のうち、子どもからの相談が 35 件（62.5%）あり、そのうち、相談方法では電話が最も多く 20 件、次いで、手紙が 9 件、来所が 5 件でした。お手紙フォームをリニューアルし配布したことから、手紙での相談が増えています。

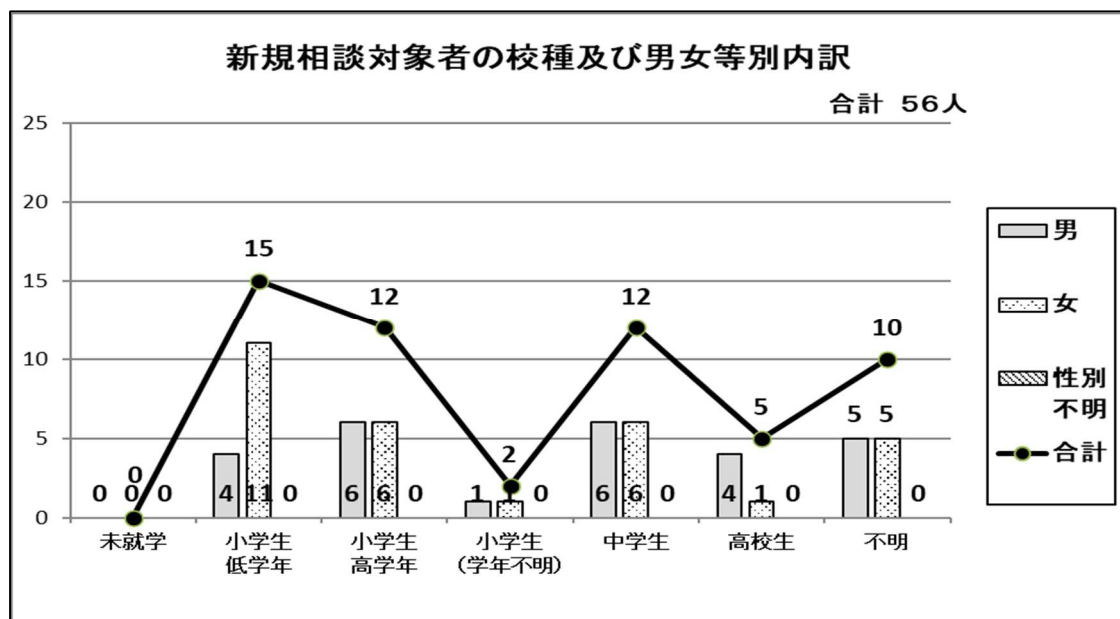
保護者からの相談は 14 件であり、全て電話によるものでした。



※子どもと保護者が一緒に来所した場合は、子どもの新規相談の来所としています。

(4) 新規相談対象者の校種及び男女等別内訳

新規相談対象者は、小学生（低学年）が 15 人（26.8%）、次いで、小学生（高学年）と中学生が各 12 人（21.4%）、高校生が 5 人（8.9%）でした。

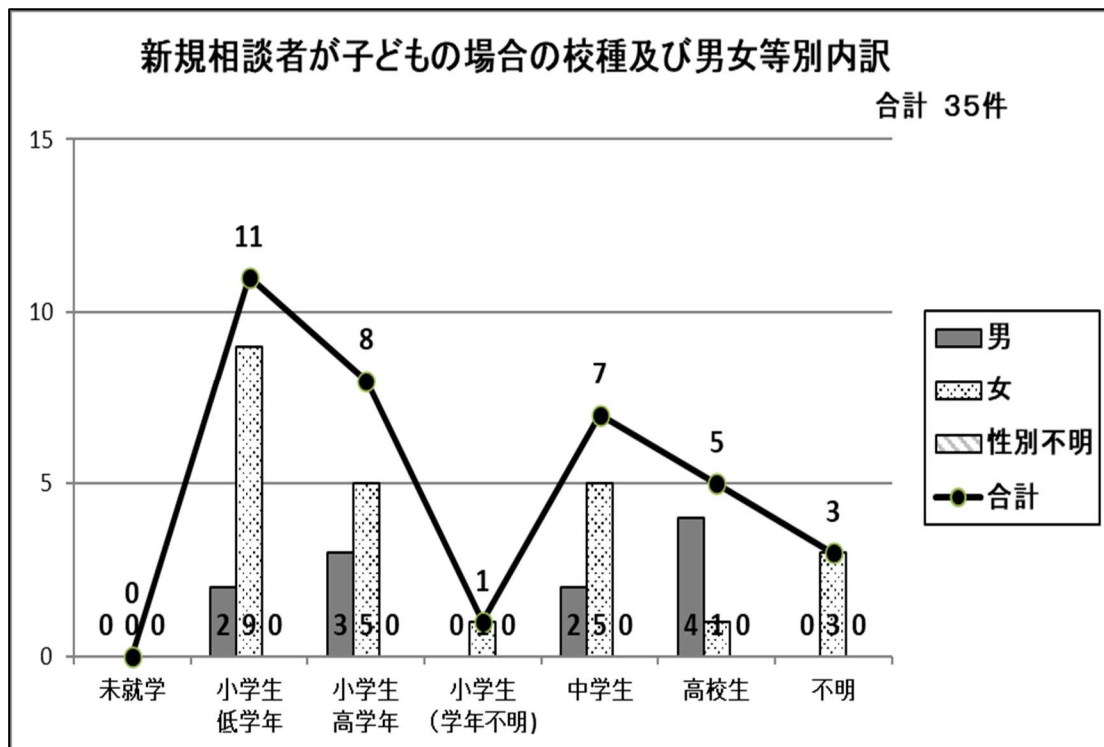


※小学校低学年は小学 1～3 年生。小学校高学年は小学 4～6 年生。

(5) 新規相談者が子どもの場合の校種及び男女等別内訳

子どもからの新規相談 35 件のうち、小学生（低学年）からの相談が最も多く 11 件、次いで、小学生（高学年）が 8 件、中学生 7 件でした。

男女別でみると、女の子からの相談が多い傾向でした。

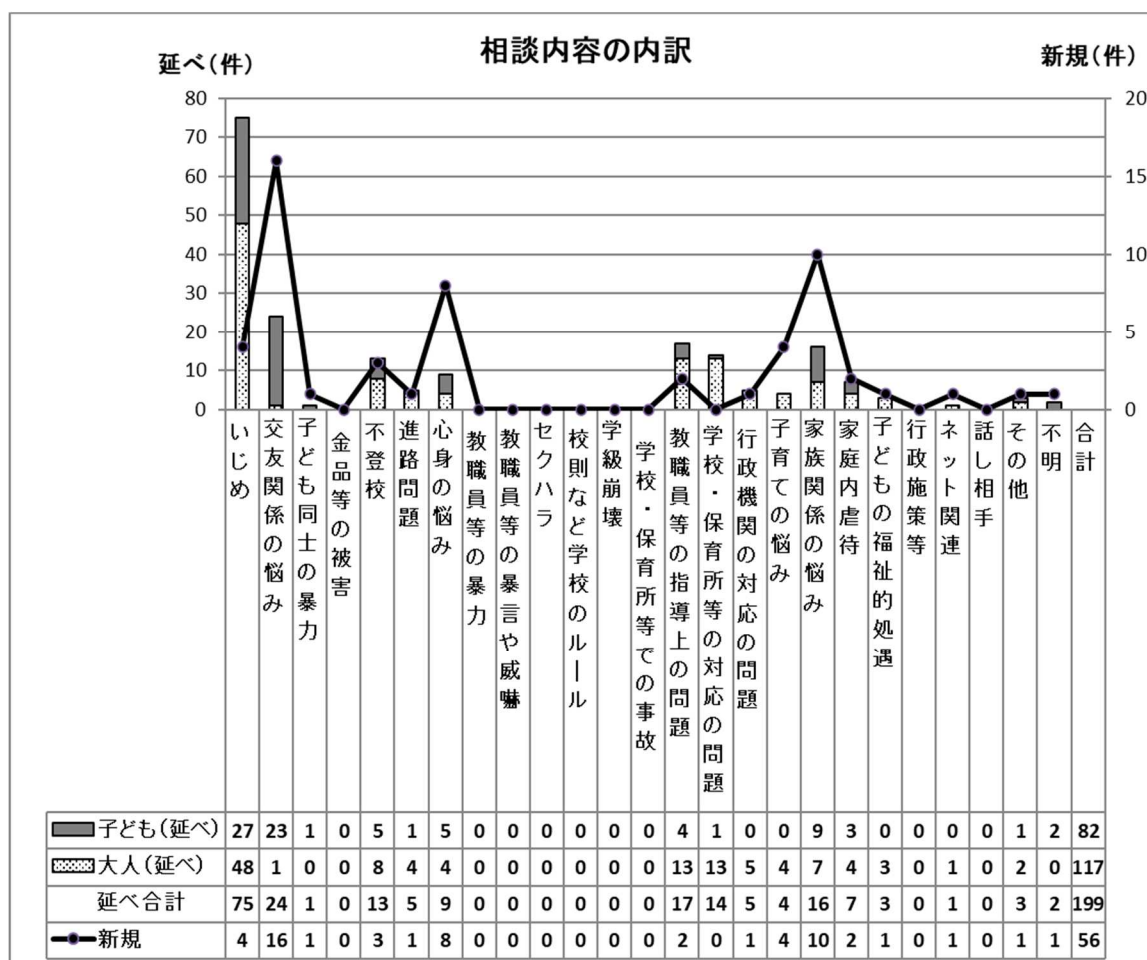


※小学校低学年は小学 1～3 年生。小学校高学年は小学 4～6 年生。

(6) 相談内容の内訳

新規相談 56 件のうち、相談内容では交友関係の悩みが最も多く 16 件、次いで、家族関係の悩みが 10 件、心身の悩みが 8 件、いじめと子育ての悩みが各 4 件でした。

延べ相談 199 件のうち、いじめが最も多く 75 件、次いで、交友関係の悩みが 24 件、教職員等の指導上の問題が 17 件、家族関係の悩みが 16 件、学校・保育所等の対応の問題が 14 件でした。



※新規は、新規相談時の主訴相談内容で分類しています。

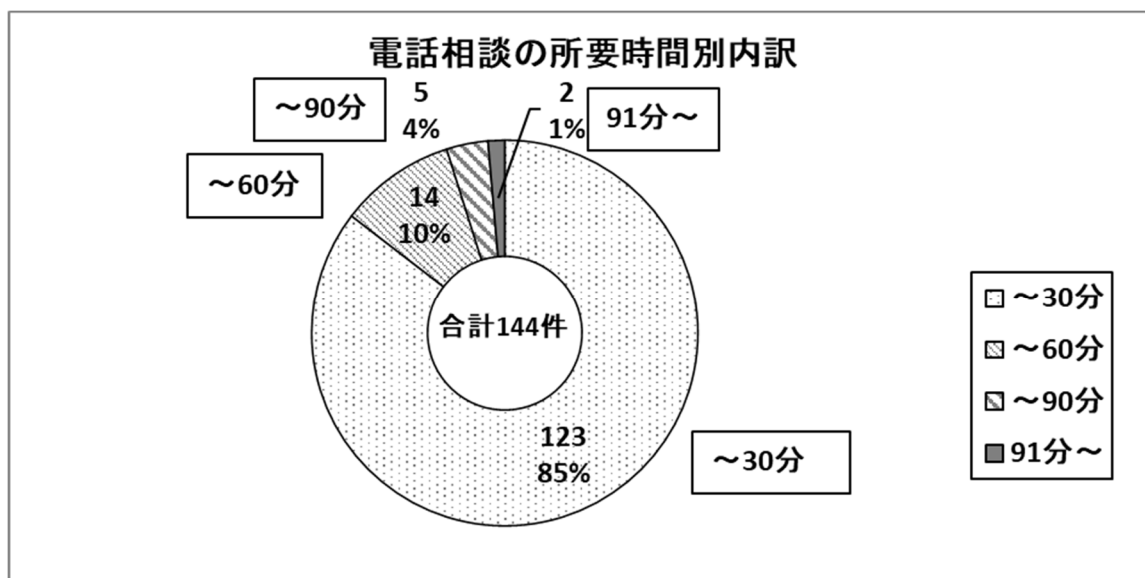
※延べ合計は、相談が継続した際の主訴で分類しているため、新規相談時と異なる相談内容が追加される場合があります。

※その他は無言電話などの分類できない内容です。

3 相談の所要時間等

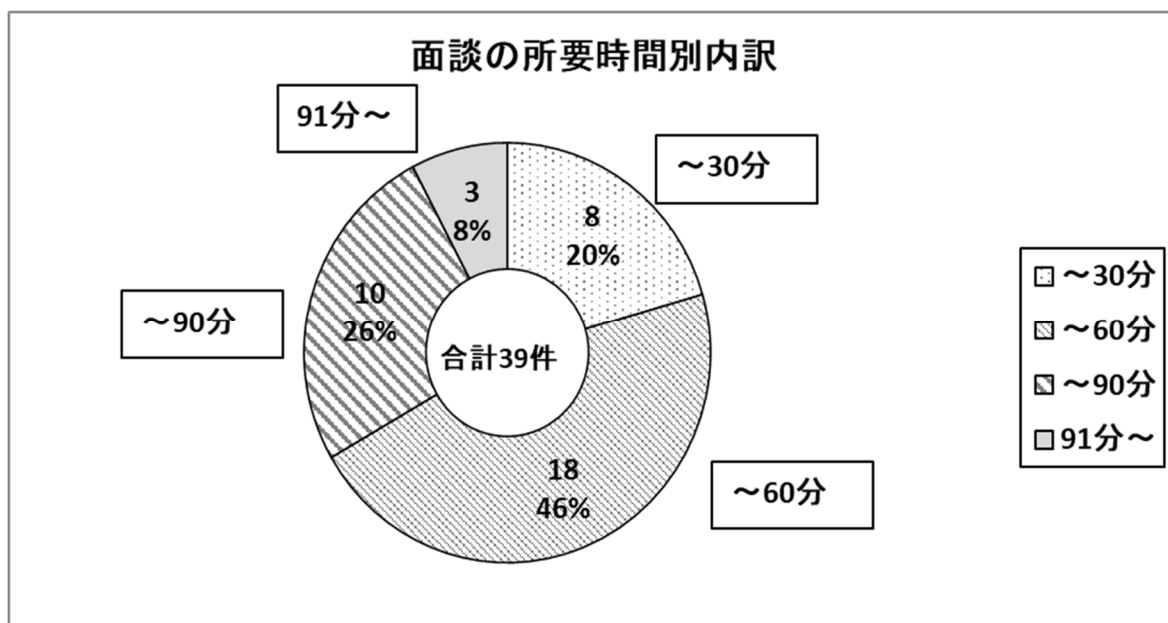
(1) 電話相談の所要時間別内訳

電話相談 144 件のうち、30 分以下の電話相談が 123 件（85%）、次いで、60 分以下が 14 件（10%）でした。60 分を超える相談は 7 件（5%）でした。



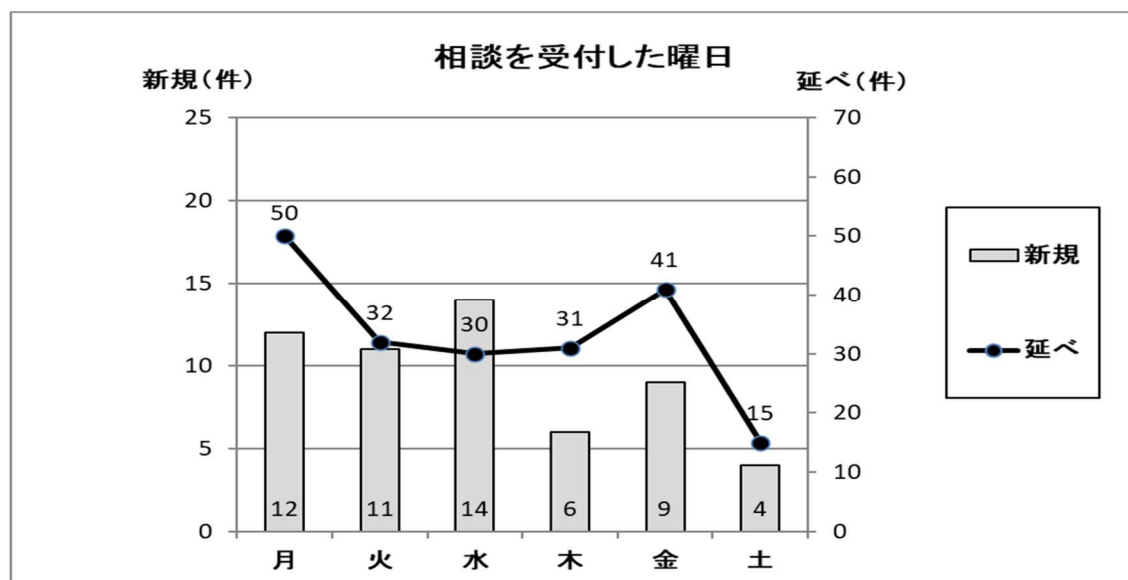
(2) 面談の所要時間別内訳

面談対応 39 件のうち、60 分以下の面談相談が 18 件（46%）、次いで、90 分以下が 10 件（26%）、30 分以下が 8 件（20%）でした。



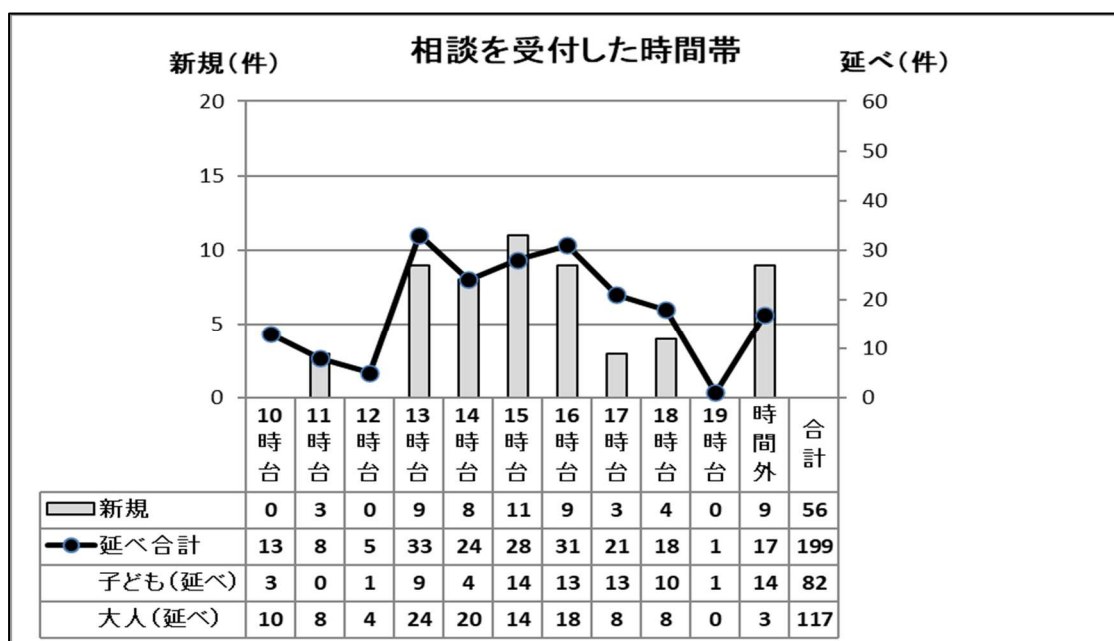
(3) 相談を受付した曜日

新規相談 56 件のうち、水曜日が 14 件、次いで、月曜日が 12 件、火曜日が 11 件でした。延べ相談 199 件のうち、月曜日が 50 件、次いで、金曜日が 41 件、火曜日が 32 件でした。



(4) 相談を受付した時間帯

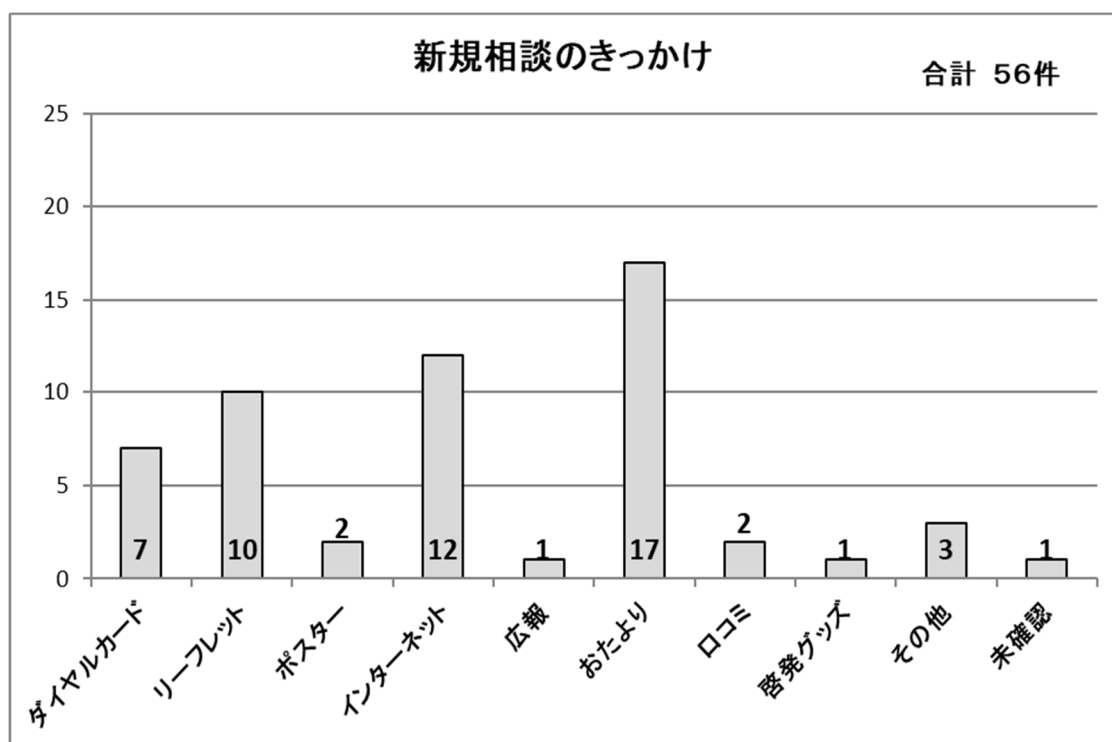
新規相談 56 件のうち、15 時台が 11 件、次いで、13 時台と 16 時台、時間外が各 9 件でした。延べ相談 199 件のうち、13 時台が 33 件、次いで、16 時台が 31 件、15 時台が 28 件でした。手紙による相談は時間外に含めています。



4 新規相談のきっかけ

新規相談 56 件のうち、相談に至ったきっかけは、おたよりが最も多く 17 件、次いで、インターネットが12件、リーフレットが10件、ダイヤルカードが7件でした。学期ごとに発行するおたよりやダイヤルカード、リーフレットなどの市内小中高等学校の児童・生徒への配布について、関係者にご協力をいただいたことが相談のきっかけにつながっています。

また、ホームページなど SNS での啓発をきっかけとした相談が増加傾向にあります。



※ダイヤルカード、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布しました。

※啓発グッズ（小1・小3クリアファイル、小6・中3赤ボールペン）は、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布しました。

※おたより（子どもの権利サポート委員会だより）は、ダイヤルカード、リーフレット、啓発グッズとともに配布しました。

※啓発時期等は、第2章 1 広報・啓発活動一覧に掲載

5 委員による活動状況

(1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議

ア 開催回数

(単位:回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会会議 ※1	2	1	2	2	2	1	2	2	1	2	1	2	20
ケース協議 ※2	2	1	2	2	2	1	2	2	1	2	1	2	20

※1 委員会会議（条例に定められた会議）

子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話し合います。

※2 ケース協議

それぞれの事案（ケース）の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行います。

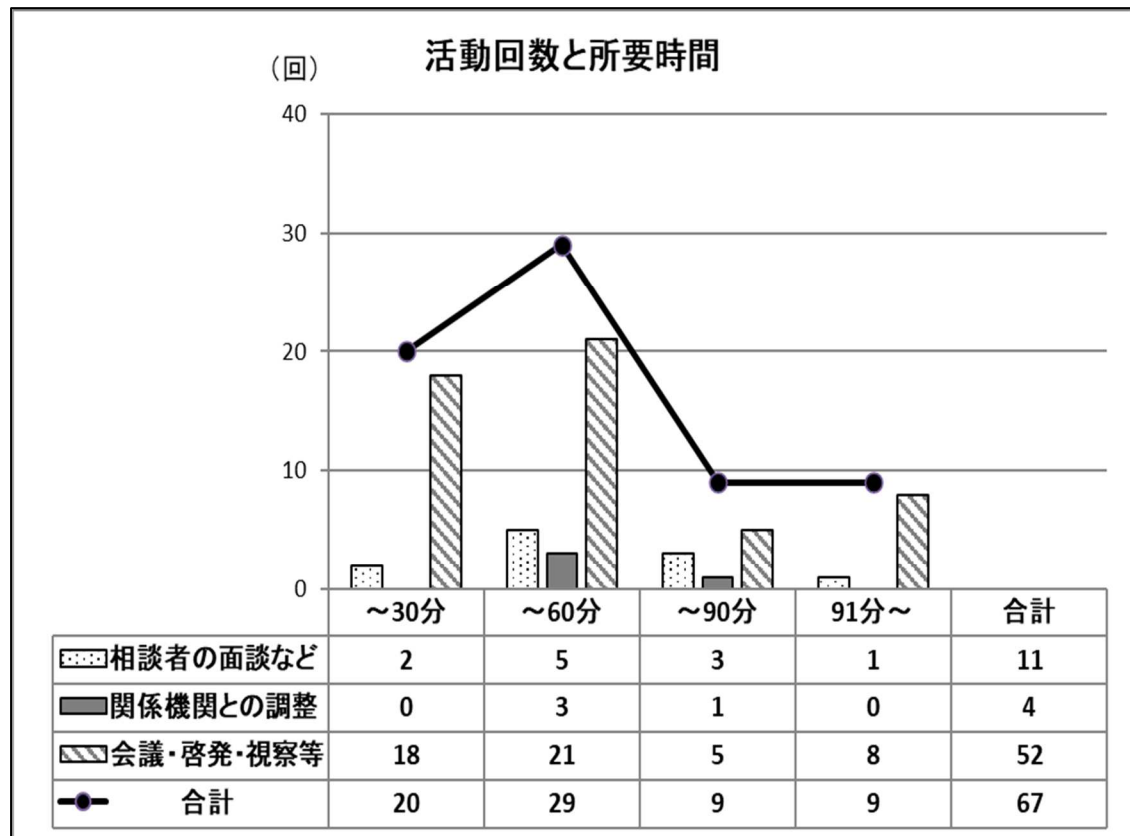
イ 委員会会議議題

日 程	議 題
令和7年	(1) 新年度事務局職員の挨拶及び委員自己紹介
4月11日	(2) 活動報告会について (3) 市長報告会日程について（6月予定） (4) 活動報告書の作成締め日の設定について (5) 出前講座依頼の日程調整について（依頼元：子ども家庭支援センター） (6) 5月以降のケース会議の日程について
4月25日	(1) 活動報告会のテーマについて (2) 活動報告書の内容について (3) おたよりの内容確認等について (4) 市長報告会について (5) 6月以降のケース会議の日程について
5月30日	(1) 活動報告書の内容について (2) 活動報告会について (3) 出前講座について
6月9日	(1) 活動報告会について (2) 市長報告会について (3) 出前講座について
6月23日	(1) 市長報告会について (2) 活動報告会について (3) 出前講座について
7月11日	(1) マスコットキャラクターについて (2) 出前講座について (3) 活動報告会について (4) おたよりについて
7月24日	(1) マスコットキャラクターについて (2) 出前講座について (3) 活動報告会について

8月9日	(1) 活動報告会の振り返り (2) 出前講座について
8月26日	(1) 活動報告会実施報告
9月19日	(1) 啓発物について (2) イベントでの啓発について
10月3日	(1) モニタリングについて (2) 要保護児童対策地域協議会の出席について
10月24日	(1) モニタリングについて (2) 市長メッセージについて (3) リーフレット・ダイヤルカードについて (4) お手紙フォームについて
11月7日	(1) モニタリングについて (2) 市長メッセージについて (3) リーフレット・ダイヤルカードについて (4) お手紙フォームについて
11月28日	(1) モニタリングについて (2) 1月のおたよりについて
12月23日	(1) 活動報告会について (2) 3月以降の会議日程について
令和8年	(1) モニタリングの結果について (2) 活動報告会について
1月13日	
1月23日	(1) 活動報告会について (2) 公共施設における啓発について (3) 夏季パワーアップ研修の日程調整について
2月24日	(1) 自治体シンポジウムの共有について (2) モニタリングでの質問事項に対する回答について (3) 活動報告会について (4) 夏季パワーアップ研修について (5) 市長報告会の日程調整について (6) おたより配布における担任へのメッセージについて
3月6日	(1) 活動報告会について (2) 活動報告書の作成について (3) 次年度年間計画（案）について
3月17日	(1) 活動報告会について (2) 活動報告書の作成について (3) 次年度年間計画（案）について (4) おたより配布における学校へのお願いについて

(2) 活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会の委員として実施した、ケース協議や相談者との面談、関係機関との調整等の活動回数と所要時間です。



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したものです。

- ・関係機関との調整は、相談者との面談などを経て、学校等に出向くなどの調整活動（代弁等）を委員が実施したものです。
- ・会議・啓発・視察等は、相談があったケースの検討や委員会会議、啓発を目的とした講演会を委員が実施したもの、外部講師による研修などを委員が受講したものです。

(3) 関係機関への調査・調整活動

ア 申立て受付件数

1 件

イ 発意による調査件数

0 件

ウ 調査件数

0 件

エ 勧告・要請、意見表明件数

0 件

オ 公表件数

0 件

カ 調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

4 案件（案件順）

- ・ 中学 1 年生（関係機関へのモニタリング）
- ・ 中学 3 年生
- ・ 小学 6 年生
- ・ 小学 5 年生

【参考】申立て、調査、勧告・要請・意見表明の状況

年度	区分	内容	対応等
H27（2015）	申立て	教員等の指導上の問題	
	調査		
H29（2017）	申立て	教員等の指導上の問題	
H30（2018）	調査		
R元（2019）	調査		
R4（2022）	申立て	児童・生徒に対する不適切指導	対応改善の促し R5、R6モニタリング
	調査		
	意見表明		
R7（2025）	申立て	学校・教職員との関係	

6 相談事例

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

◆相談者と学校との調整をサポート委員が行ったケース

【相談者】 Aさん（本人・中学3年生）

【事例の概要】

相談者 Aさんより電話にて、学校内における友人との交友関係に起因する精神的不安と、苦悩について相談が寄せられた。

同じクラスの生徒数名とのやりとりの中で、嫌がらせを受けて心に負担を感じている。「やめてほしい」という気持ちはあるものの、今のクラスの雰囲気では、なかなか言い出せず、毎日不安を感じながら登校している。クラス全体にまとまりがなく、落ち着かない雰囲気にも戸惑いを感じている。担任の先生に対しても「忙しそう」「話しにくい」などの理由から頼ることができず、どうすればいいか分からず困っているという、心細い胸の内を話してくれた。

近くに味方になってくれそうな人がいるか確認したところ、2人ほど仲の良い友達がいることを教えてくれた。Aさんより「友達と一緒に、どうすればいいか考えてまた電話したい」という思いが伝えられ、少し落ち着かれた様子が見られたため、一旦電話を切り相談を終えた。

後日、Aさんより「やはり不安な気持ちが大きく、もう一度ゆっくり話を聞いてほしい」と入電。担任への相談が難しいという背景も踏まえ、Aさんの安心感を確保しつつ、より詳しい状況把握を行うため、たかラッコクラブへの来室を提案、面談を案内することとなった。

① 初回面談

Aさんと母親が、たかラッコクラブに来室。委員・相談員と面談をし、子どもの権利サポート委員会の制度説明を行った。その後、Aさん本人と、母それぞれのお話を伺う時間を設け、思いを聞き取った。誰に何をされたのか、何が嫌だったのか等「学校でのしんどさ」を、混乱しがちなAさんの心の中を丁寧に整理しつつ、面談を進めた。その中で、サポート委員会に介入してほしいことや嫌がらせをやめるよう言ってほしいというAさんの希望を聞くことができた。

母親からもサポート委員会の介入と、「これ以上事態が悪化して、本人が更に傷つくようなことは避けたい。事態のエスカレートを回避したい」という切実な思いを伺った。

委員会で協議した結果、サポート委員が学校へ出向き、経緯の聞き取りを行うと同時に、今後のAさんへの対応について見解を聞くこととした。

② 学校訪問による聞き取りと、事実確認

学校訪問では、事実確認を行い、Aさんの思いを伝えた。学校からの聞き取りを通して、学年全体に落ち着きがないことや、担任との関係がうまく築けていない状況を確認した。一方で、Aさんが友だちとの距離感に難しさを抱えていることや、社会性の面で課題があるという背景も共有された。

今後の対応を検討するにあたり、「Aさんが相談しやすい教員を中心にしてチームで関わり、丁寧に話を聞き、安心して学校生活を送れるよう支援したい」という学校の意向を尊重した。

③ その後の経過：見守り体制の維持

学校側がAさんの思いを真摯に受け止め、これからどのように過ごしやすいしていくかを真剣に考えていること、今後の対応について検討したことをAさんと母へ伝えた。「自分は一人ではない」という安心感を持ってもらえるよう具体的な検討が始まっていることを共有し、心の安定を図った。学校には、Aさんが無理なく登校できているか、学校での生活環境が良い方向に向かっているか等について確認を行った。同時に、Aさんにも継続して連絡を取り、サポート委員会内でも協議を重ね、Aさんの意思や意向に配慮しつつ、可能な範囲で見守りを続けた。Aさんが少しずつでも安心して学校生活を送れるよう、慎重に状況を把握しながら寄り添いを続けた。

学校の協力もあり、Aさんへの嫌がらせは少しずつ減少し、安心して学校へ通えるようになった。そして3月には無事卒業を迎えることができた。

④ 事例を振り返って

今回、Aさんは対人関係における情緒的な距離感の調整や、集団生活における社会性の面で課題を抱えていた。そのため、背景にある思いや希望を丁寧に聞き取り、寄り添うよう心掛けた。そして、解決するには何が必要であるかといった視点を大切にした。一方的にこちらから話を進めるのではなく、Aさんと一緒に考える姿勢を持ち続けたからこそ、抱えていた課題を乗り越え、無事に卒業という日を迎えられたのではないかと思う。また、学校も同様の姿勢でAさんと向き合ってくれたからこそ、解決につながったと考えている。子どもが安全・安心な学校生活を送るには学校の協力が必要不可欠である。

Aさんや保護者と連絡を取り合う中で、何度も感謝の言葉が伝えられた。その様子から、安心して思いを表現できる環境が整いつつあることを感じるとともに、相談員としての達成感を得ることができた。

事例① 心身の悩み

一人でいると勝手に涙があふれてくることがあり心の不調を感じているが、どうすればいいか分からず困っているという相談です。まず丁寧に話を聞き取り、周囲の状況を一緒に整理しました。そして、気軽に心身のサポートを受けられるよう環境を整えることが大切であると考え、保健室の先生に相談することを提案した事例です。

相談者（年齢または学年）	Bさん（本人・小学6年生）
相談方法	電話

相談及び調整の概要

【相談内容】

最近、勝手に涙が出る、眠れないなどの症状がある。学校に行きたくない、楽しくないと思うこともある。ひどい時は、家族が死ぬ夢や車を運転して事故を起こす夢を見る。今の状態に恐怖を感じているが、どうするべきか分からず困っている。父親に相談しても理解されず辛い。

【たかラッコクラブの対応と経過】

市内に配布しているおたよりを見て電話をくれました。相談者の話を丁寧に聞き取り、今の状況を一緒に整理していきました。その中で、心に不調が現れるきっかけとなるような出来事を聞くこともできました。

父親に相談したものの、十分に理解されなかったということから、家庭内だけでは解決が難しいと考え、学校へ焦点を移すよう促しました。すると、学校で抱えている思いも教えてくれました。担任との関係性から、自分に関わっている先生には相談しにくいと感じていた相談者。たかラッコクラブから相談者に対し、保健室の先生に相談してみてもどうかと提案したところ、相談できそうと返事がありました。また、一緒に伝え方を考えることもできると案内しましたが、「自分で考えてみます」という相談者の思いを尊重しました。相談者の心が少しでも軽くなるようサポートできたらうれしいことを伝え、相談者より感謝とまた電話する旨が伝えられました。

事例をふりかえって

まず大切なのは、相談者が一人で抱えていた孤独や心の不調をきちんと理解し、受け入れることだと感じました。その上で、どんな方法が適切かを一緒に考え、気軽に心身のサポートを受けられる環境を提案できたことは、相談者にとって前向きな一歩になったのではないかと思います。

心のケアは一人で抱え込むのではなく、周囲と協力して改善していくものだと強く感じます。この事例を通して、心の不調を感じたときには、その感情に向き合い、今後について一緒に考えることが大切であると改めて実感しました。

事例② 交友関係の悩み

集団登校の際、ルールを守らずに騒いでいる人がいる。注意しても聞いてくれなくてどうしたらいいかわからないという相談です。相談者本人の気持ちを大切にしながら、みんなで仲良く登校時間を過ごせるよう工夫する必要があると助言し、一緒に解決策を考えた事例です。

相談者（年齢または学年）	Cさん（本人・小学5年生）
相談方法	来所面談

相談及び調整の概要

【相談内容】

1～6年生までのみんなで集団登校している。班長を抜かして列を乱したり、登校途中で遊んでしまって学校に遅刻しそうになるなど問題行動が目立ってきている。自分や班長が注意をしてもなかなか聞いてくれなくて困っている。特に低学年の子は、きつく言うと泣いてしまうため自分が悪いことをしている気になってしまう。

みんなで仲良く登校するにはどうすればいいだろうか。

【たかラッコクラブから】

まずは、たかラッコクラブまで来てくれたことに感謝を伝えました。そして、登校時の状況について話を聞き、どのような場面で困りごとが生じているのかを一緒に整理しました。これまでみんなに対して注意をするなど、自分なりに状況を良くしようと行動したことを受け止め、その頑張りをねぎらいました。

注意をしても伝わりにくいのであれば、別の関わり方があるかもしれないと助言すると、本人から「ゲーム…しりとりをしながら登校したら楽しいかも」と提案がありました。その発想をきっかけに、みんなで登校しているという雰囲気を登校班に作れるよう班長と考えるということとなりました。とてもいい案であることと、また結果を教えてほしい旨を伝え、面談を終えました。

事例をふりかえって

本事例では、相談者が登校時の困りごとについて真剣に向き合い、自分なりに解決しようとしている姿勢が見られました。相談員として話を聞いているうちに、相談者自身の考えや気持ちが少しずつ言葉になっていったように感じました。また、注意する以外の方法を一緒に考える中で、相談者から前向きな提案があり、子どもの発想をきっかけに解決策を見つけることが出来ました。

子どもの主体性を大切にしながら、関わっていくことの重要性を実感しました。

事例③

学校で仲間外れにされて辛いという相談です。

相談者（年齢または学年）	Dさん（本人・小学4年生）
相談方法	手紙相談

相談及び調整の概要

【相談内容】

「学校でなかまはずれにされていて、とてもつらいです。学校に行くのがいやになっています。」と短い文章ですが、手紙が届きました。

【たカラッコクラブの対応と経過】

相談者の心に寄り添う、温かい表現を心がけて手紙の返事を書きました。

「これまでは普通に接していたのに急に距離を感じるようになったのかな、それとも何か心当たりのあるきっかけがあったのかな？どんな小さなことでも〇〇さんが輪の中から外されていると感じるのは胸が締め付けられるほど、悲しいことですよね。そんな時、たった一人で痛みを抱え込む必要はありません。もしよかったら、もう少し詳しくお話を聞かせてもらえませんか？〇〇さんの心が少しでも軽くなる道を一緒に探していきたいと思います」と書いて、電話より手紙のやりとりを希望されることも踏まえ、相談者が答えやすいように、こちらから③つの質問を添えて、返信しました。

後日、相談者から入電がありました。手紙を通じて「自分の気持ちを整理し、サポート委員会に発信すること」が大きな転機となり、勇気をもって担任の先生に相談した結果、学校側による適切な配慮・介入が行われ、仲間外れの状態が解消へと向かったことを教えてくれました。

事例をふりかえって

相談者が短い文章であっても「手紙」という形で自分の気持ちを文章にしたことは相談者の気持ちや思いに大きな意味があったと思われます。不安や悲しみを文章に置き換えるプロセスによって、問題を自分と切り離し、置かれている状況を見つめ直し、感情の整理ができたのかもしれません。そしてとても素晴らしいのは相談者自身が、「手紙を書く」「先生にお話する」といったアクションを自分で起こした点です。相談員としても、3つの質問を投げかけることにより相談者の「どうしたらいいかわからない」という不安の解消をお手伝いしました。「自分の力で状況を変えることができた」という成功体験は今後、同じような問題にぶつかった際の、大きな自信につながると思います。

事例④

相談者は幼少期より母親の感情の起伏に合わせた身体的・精神的暴力にさらされてきました。中学受験の失敗を機に母親から人格を否定する心理的虐待が激しくなり、相談者の疲弊が限界に達し、泣きながら子どもの権利サポート委員会に来室されました。

相談者（年齢または学年）	Eさん（本人・高校3年生）
相談方法	来室相談

相談及び調整の概要

【相談内容】

小学校時代は成績優秀でスポーツも万能で、母親にとっては「自慢の息子」として機能することで、家庭内の均衡が保たれていました。中学受験の失敗を機に成績が伸び悩むと母親から人格を否定する暴言が激しくなりました。この過度なストレスから不登校を経験し、さらに、身体症状として「起立性調節障害」を発症しました。母親は病気に対する理解を示さず精神的な追い込みを継続しました。父親は相談者の心情に理解を示し、情緒的な支えとしては機能するものの、母親の言動を静止するまでには至らず、「傍観的な味方」という立ち位置が相談者の孤立を深めていきました。

【たカラッコクラブから】

相談者の思いを聴き取る中で、相談者は現状を打破しようとする強い意志を持っていることが分かりました。相談者は辛い環境下にありながらも、自己客観視能力を失わず「大学進学を機に家を出て自立する」という具体的かつ現実的な自立目標を持っていることも話してくれました。最優先課題が母親との物理的・心理的距離の確保であることから、大学進学に関しては自宅外通学を前提とした進路選択が必要不可欠となること、父親を通じた経済的支援の確約を受けるよう働きかけていくこと、種々の奨学金制度の活用について情報提供しました。相談者が勇気を出して来室相談に来てくれたことを褒め、現状を打破しようとする具体的な思いを言葉にしてくれたことを高く評価しました。

事例をふりかえって

一人の若者が、親の支配を脱して「自分の人生」を取り戻す自立のプロセスであり、単なる「親子の不仲」というものではありませんでした。母親から否定されながらも「自分を大切にできる本能」や「知性」が壊れずに、子どもの権利サポート委員会に来室できたということは、自分の人生をしっかりと歩こうとする、強い自立心の表れでした。大学進学による物理的な分離は相談者にとっての「解放」を意味しますが、相談者が過去の呪縛から解放され、自分の体調や感情を誰にも否定されない、安全な環境を得ることができるよう、今後も引き続き相談者の思いに寄り添い、また、必要に応じて福祉制度の活用などのバックアップを継続していく務めがあると考えています。

第2章 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動一覧

取組内容	対象	時期	方法	備考
ダイヤルカード配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・特別支援学校（計47校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	25,500枚 配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第31号）高（第21号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・特別支援学校（計47校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	25,500枚 配布
マスコットキャラクター募集	武庫川女子大学の学生	4月～5月	子どもの権利サポート委員会の愛称「たからっこクラブ」のイメージにあったマスコットキャラクターを、包括連携協定先の武庫川女子大学に依頼し、学生から募集、4点の募集があり子どもたちの投票により決定	
出前講座	児童館職員	6月	子ども家庭支援センターより依頼を受け、「子どもの権利」に関する出前講座を実施	
研修講師（教育委員会主催夏季パワーアップ研修）	市内小中学校教職員	7月	教育委員会主催の市内小中学校教職員を対象に「子どもの権利」と「子ども審判」に関する講義を実施	
地域イベントでの啓発	小学生	7月	フレミア宝塚主催の世代間交流イベント（BEフレミア）において子ども向けの人権ビンゴや、サポート委員会の紹介、リーフレットやダイヤルカードを配布	
活動報告会	一般公開	8月	8月9日（土）に令和6年度子どもの権利サポート委員会活動報告会「いきる 学ぶ ひろげる 子どもの権利」を実施 弁護士の前我智史氏の講演、マスコットキャラクターを発表	
リーフレット配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・特別支援学校（計47校）に通う子ども	9月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	25,500枚 配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第32号）高（第22号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・特別支援学校（計47校）に通う子ども	9月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	25,500枚 配布
地域イベントでの啓発	子ども	10月	民生委員・児童委員連合会が主催する（こどもまんなかフェスタ）において子ども向けのカード遊びや、サポート委員会の紹介を兼ねたクイズなどを掲示	
フレミア宝塚での啓発	子ども	10月	わっしょいフレミア秋まつりにおいて子ども向けのカード遊びを実施し、啓発グッズを景品として配布	
啓発グッズの配布（クリアファイル）	市内の公・私立小学校・特別支援学校（計27校）に通う小学1年生・3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布	マスコットキャラクターを活用し大幅にリニューアル
お手紙フォームの配布	市内の公・私立小学校・特別支援学校（計27校）に通う小学1年生・3年生の子ども	1月	学校を通じて児童生徒に配布（クリアファイルに挟み込んで対象児童に配布）	マスコットキャラクターを活用し大幅にリニューアル
啓発グッズの配布（赤ボールペン）	市内の公・私立小・中学校（計40校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第33号）	市内の公・私立小・中学校・特別支援学校（計41校）に通う子ども	1月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	21,000枚配布
サポート委員会ポスターの掲示	市内の高等学校（計6校）に通う子ども	1月	学校内への掲示を依頼	新たな試み
リーフレット、ダイヤルカードを公共施設に設置	施設利用者	2月	市内の児童館、子ども館、図書館、公民館、人権文化センターへ設置	掲示ボード作成
お手紙フォームを公共施設に設置	施設利用者	2月	市内の児童館、子ども館、図書館、公民館、人権文化センターへ設置	掲示ボード作成
宝塚市大型児童センター運営委員会委員	令和7年度宝塚市大型児童センター運営委員会	通年	大型児童センター運営委員会より依頼を受け、サポート委員会より1名の委員を派遣	運営委員会は年に3回実施
広報紙へ掲載	一般公開	年中	広報紙へ掲載（相談窓口一覧）	
HP掲載	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）	
Facebook	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）	2017年4月から開始

2 配布物

◆周知用ダイヤルカード

(小学生への配布 ・ 公共機関設置)

こんなとき…話してね。

ちょっと話したい
困った、おこられた
いじめにあった
友達とけんかした
しんどい、つらい
どうしよう…

**お電話でも来てくれてもいいよ！
何でも話してね。
子どもの気持ちを大切にします。**

相談電話(無料)
0120-931-170
ひみつはまもります

宝塚市 子どもの権利サポート委員会
(子どもの悩み相談)

どんなお話でもいいよ

あいている日と時間
月～金曜日 13時～19時
土曜日、第1・3火曜日
10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。

〒665-0867 宝塚市市東の町12-8
フレミア宝塚2階

(中学生・高校生への配布)

あなたの気持ちを大切にします

友だち、学校、家族、進路のことで、
不安だ、困ったなあ、いやだなあ、
友だちが悩んでいて心配だな、
どうしたらいいかわからない、
だれにも言えない…

こんなとき相談してね！

**お話ししてみませんか？
待っています**

電話 来所 手紙

宝塚市
子どもの権利サポート委員会(子どもの悩み相談)

**秘密は守ります
お金はかかりません**

宝塚市 子どもの権利サポート委員会

● 電話相談
0120-931-170
月～金曜日 13時～19時
土曜日、第1・3火曜日
10時～17時
(日祝・年末年始休み)

● 来所相談
場所：フレミア宝塚2階
阪急電鉄市東本社・中山駅西口から歩いて
10分。
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ。
1階受付で「相談に来た」と伝えてください。

● 手紙相談(手紙に書いて送ってね)
お返事希望の場合は住所と名前を書いてね
〒665-0867
宝塚市市東の町12番8号フレミア宝塚2階
宝塚市子どもの権利サポート委員会 まで

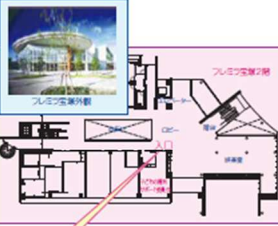
秘密は守ります

◆周知用リーフレット

宝塚市
子どもの権利サポート委員会とは

「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもが通学等できる施設(高等学校、高等専門学校等)に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



子どもの権利サポート委員会
気軽に
入ってきてね。

相談するには？

電話をする
0120-931-170
携帯・公衆電話からも無料です

会って話をする
直接相談室に来てください。
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

手紙を書く
手紙での相談は下記住所まで送ってください。
(くわしくはホームページにて)

対象となる人
○宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども
○18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの人
○子どもの相談はどなたからでもできます

相談できる曜日と時間
月曜～金曜：昼1時から夜7時まで
土曜と第1・3火曜：朝10時から夕方5時まで
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場所
プレミア宝塚2階
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号
阪急電鉄売布神社・中山観音駅から徒歩10分
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ



だから宝塚市
**子どもの権利
サポート委員会**



相談電話(無料)
携帯・公衆電話OK
0120-931-170

宝塚市子どもの権利サポート委員会 検索



ひとり 一人でも抱えないで、何でもお話ししてね！

ひみつは
まもりま

こんなとき…

- ちょっと話したい。聞いてほしい。
- つらい、苦しい、困った、助けて。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます

自分のことではなく
友だちのことでも大丈夫です



子どもの権利サポート委員会

**子どもの権利
サポート委員会**
相談専用電話(無料)
0120-931-170
子どもの気持ちを一番大切にします。
直接相談室にも来てください。

解決

- 元気になった
- どうすればいいかわかった
- ぼつとした
- 安心した、もう大丈夫

困ったことがあれば、何度でも相談できます。
相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いできます。

話してね

- 自分のこと
- 家族のこと
- 友だちのこと
- 学校のこと
- バイト先のことなど…

うまく話せなくてもいいよ。
どんなことでも話してね。

いっしょに考える

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番よい方法をいっしょに考えていきます。

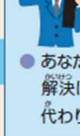
勧告・意見表明・要請

● 必要な場合は協力してもらったり、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。



調べる・協力を依頼する

● あなたといっしょに考えたことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力を依頼できます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。



◆啓発グッズ

小学1年生、小学3年生 クリアファイル



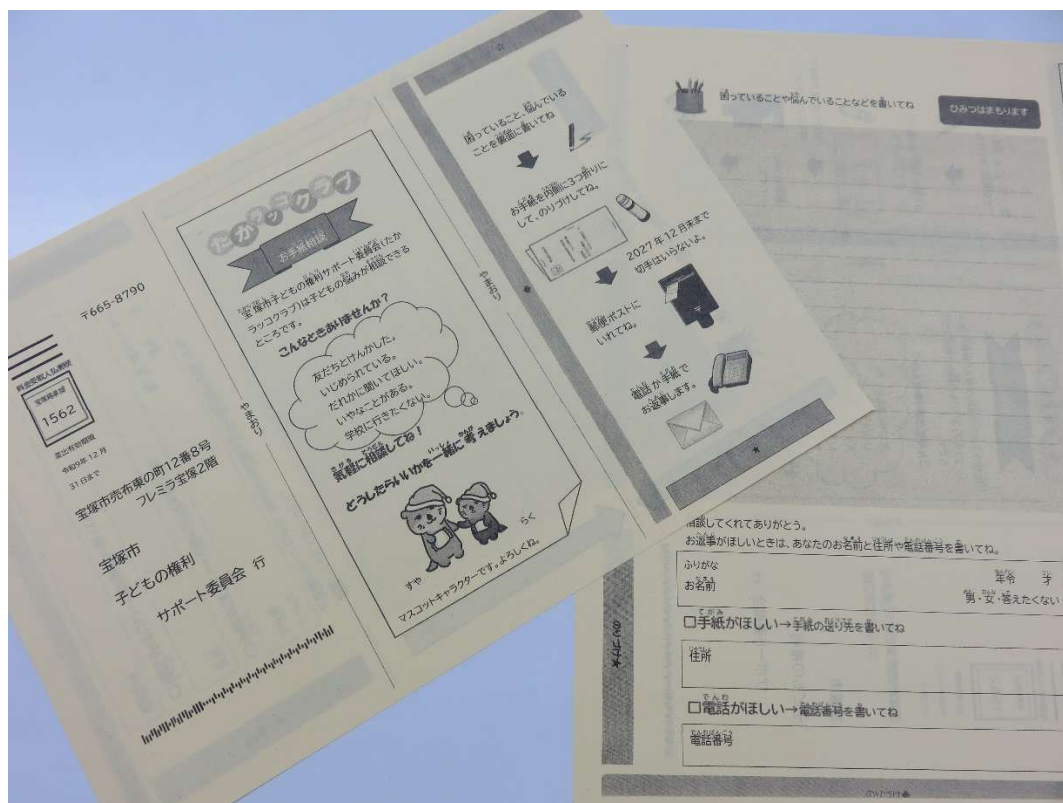
小学6年生、中学3年生 赤ボールペン



◆お手紙フォーム

クリアファイルにはさんで配布しました。

図書館や公民館、児童館、人権文化センターなどの公共施設にも設置しています。



◆子どもの権利サポート委員会だより



こ けんり いいんかい
子どもの権利サポート委員会
「たかラッコクラブ」だより
～2025年5月発行 第31号～ 小学校低学年版



あたらしくラスやせんせい、おともだちには、なれましたか？

**こまったことがあれば、
「たかラッコクラブ」にそうだんしてね。**

こまったことや、なやみがあったら、がまんしないで、そうだんしてください。
がっこうやうちのこと、おともだちのことなどなんでもいいですよ。

「たかラッコクラブ」では、あなたのおはなしをきいて、いっしょにかながえます。
ひみつはまもるので、あんしんしておはなししてくださいね。
そうだんは、むりょうでんわ、おてがみ、あつてはなすなどのほうほうがあります。

☎ **0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
相談は無料 お手紙あて先 子どもの権利サポート委員会
※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



こ けんり いいんかい
子どもの権利サポート委員会
「たかラッコクラブ」だより
～2025年9月発行 第32号～ 小学校低学年版



みなさんこんにちは。2学期がはじまりましたね。
まだまだ暑い、学校に行くのがしんどいな。なんとなく楽しくないな。こまったことがある・・・そんなことはありませんか？
そんな時は、だれかに話してみてください。気持ちがすっきりするかもしれませんよ。
だれに話したらいいかわからない人は、「たかラッコクラブ」にお話させてね。

マスコットキャラクターがきました！

子どもの権利サポート委員会「たかラッコクラブ」のマスコットキャラクターがきました！
考えてくれたのは、武庫川女子大学経営学部1年生の学生さんです。
ありがとうございます！



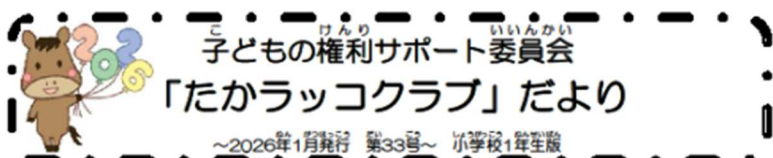
どうぞよろしくね

すや らく

お知らせ
「たかラッコクラブ」に新しい先生が来てくれました。
羽下飛鳥先生です。
とてもやさしい先生です。

☎ **0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
相談は無料 お手紙あて先 子どもの権利サポート委員会
※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



あたらしい年のスタートです

みなさんは、どんな一年にしたいですか？
みなさんの小さな「やった〜！」がたくさんふえるといいですね。
今年は、うま年。目ひょうにむけて、うまくいきますように・・・
でも、なんだかうまくいかないなあ、しんどいなあ、だれかにおはなし
したいなあということもあるとおもいます。
そんなときは、どんなことでもいいので、「たかラッコクラブ」に
おはなししてね。まっています。

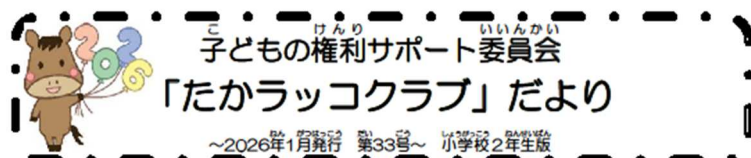


クリアファイルをおくばりします。よかったらつかってね。
中には、おてがみフォームが入っているよ。

ひみつは
まもりまします

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
相談は無料 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
宝塚市子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、
サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



あたらしい年のスタートです

みなさんは、どんな一年にしたいですか？
みなさんの小さな「やった〜！」がたくさんふえるといいですね。
今年は、うま年。目ひょうにむけて、うまくいきますように・・・
でも、なんだかうまくいかないなあ、しんどいなあ、だれかにお話
したいなあということもあると思います。
そんな時は、どんなことでもいいので、「たかラッコクラブ」に
お話ししてね。まっています。

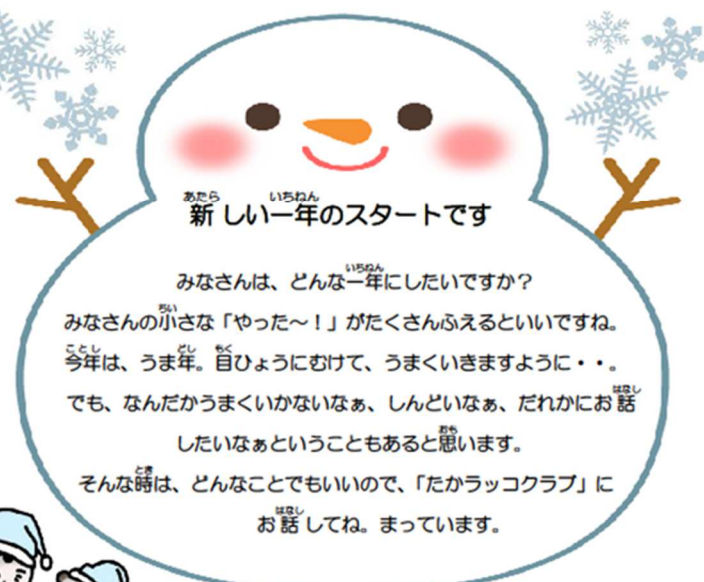
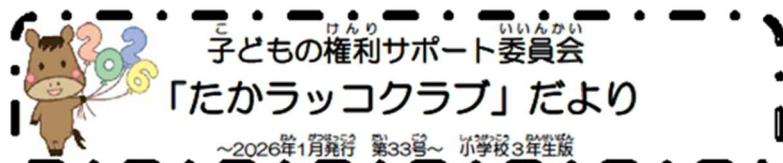


ことし
今年もよろしくおねがいします。

ひみつは
まもりまします

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
相談は無料 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
宝塚市子どもの権利サポート委員会
お手紙あて先
※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、
サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



クリアファイルをお配りします。よかったらつけてね。
中には、お手紙フォームが入っているよ。

きゆうさい いーなまる
0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
相談は無料 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
宝塚市子どもの権利サポート委員会

ひみつは
まもります

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、
サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。



子どもの権利サポート委員会 「たかラッコクラブ」だより

～2025年5月発行第31号～ 小学校高学年版

新しいクラスや先生、お友だちには、なれましたか？



こまったことがあれば、「たかラッコクラブ」に相談してね。

「たかラッコクラブ」では、あなたの相談をじっくり聞いて、いっしょに考えていきます。
ひみつは守るので、安心して話してくださいね。

こまったことや、なやみがあったら、がまんしないで相談してください。
学校やおうちのこと、お友だちのことなどなんでもいいですよ。



★「たかラッコクラブ」には、
こんな相談がありました。★
・いじめられている
・たたかれたりいやなことをされる
・ごはんがもらえない
・話をきいてもらえない
などなど..

こんなとき..
話してみよう。



0120-931-170
ひみつは守ります

★相談してくれた人からは★
「話せてすっきりしました」
「こまった時は、また相談したい」
といった声がありました。

ダイヤルカードを見て電話してくださいね
いっしょに考えましょう

ひみつは
守ります

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会
(阪急電鉄売布神社・中山競馬場から歩いて10分)
相談は無料 お手紙あて先
※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、
サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



子どもの権利サポート委員会 「たかラッコクラブ」だより

～2025年9月発行 第32号～ 小学校高学年版

みなさんこんにちは。2学期が始まりましたね。
まだまだ暑い、学校に行くのがしんどいな。なんとなく楽しくないな。困ったことが
ある...。そんなことはありませんか？
そんな時は、だれかに話してみてください。気持ちがすっきりするかもしれませ
んよ。
だれに話したらいいかわからない人は、「たかラッコクラブ」にお話させてね。

マスコットキャラクターが決まりました！

子どもの権利サ
ポート委員会「たか
ラッコクラブ」の
マスコットキャラ
クターが決まりま
した。
考えてくれたのは
武庫川女子大学
経営学部1年生の学
生さんです。
ありがとうございます
！



お知らせ
「たかラッコク
ラブ」に新しい先生
が来てくれまし
た。
はげあずが
羽下飛鳥先生
です。とてもやさ
しい先生です。

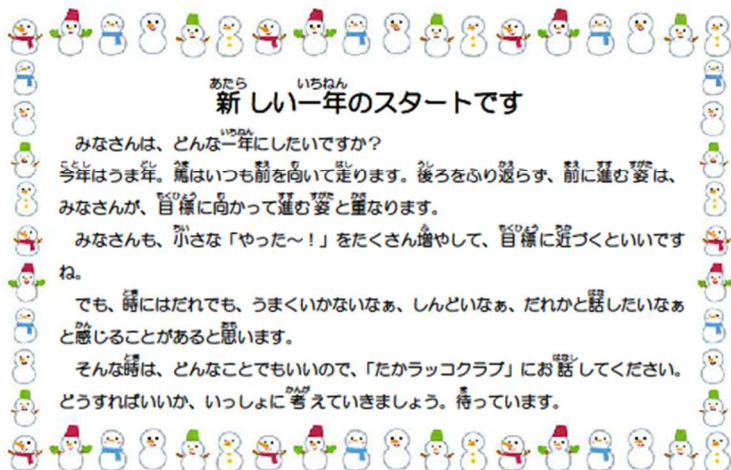
0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会
相談は無料 お手紙あて先
※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、
サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



こ けんり いんかい
子どもの権利サポート委員会
「たかラッコクラブ」だより

～2026年1月発行第33号～ 小学校4・5年生版



あた ちねん
新しい年のスタートです

みなさんは、どんな年にしたいですか？

今年はうま年。馬はいつも前を向いて走ります。後ろをふり返らず、前に進む姿は、みなさんが、目標に向かって進む姿と重なります。

みなさんも、小さな「やった～！」をたくさん増やして、目標に近づくといいですね。

でも、時にはだれでも、うまくいかないなあ、しんどいなあ、だれかと話したいなあと感じることがあると思います。

そんな時は、どんなことでもいいので、「たかラッコクラブ」にお話してください。どうすればいいか、いっしょに考えていきましょう。待っています。

ことし ねが
今年もよろしくお願いします。

すや



らく

ひみつは
まもりま

0120-931-170
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

相談は無料

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
宝塚市子どもの権利サポート委員会

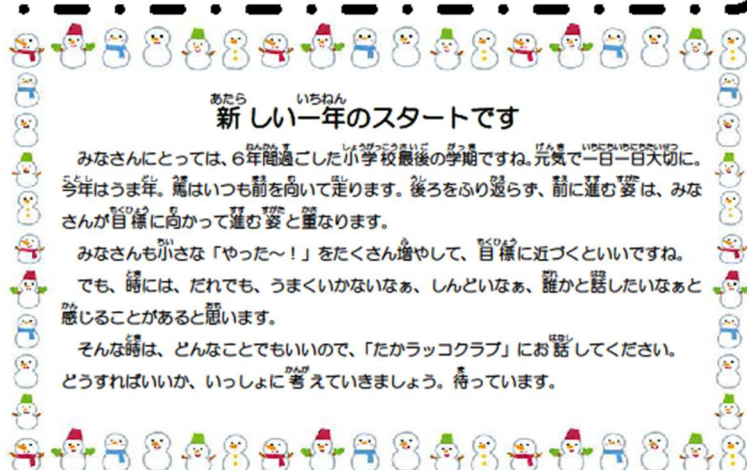
※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



こ けんり いんかい
子どもの権利サポート委員会
「たかラッコクラブ」だより

～2026年1月発行第33号～ 小学校6年生版



あた ちねん
新しい年のスタートです

みなさんにとっては、6年間過ごした小学校最後の学期ですね。元気で一日一日大切に。今年はうま年。馬はいつも前を向いて走ります。後ろをふり返らず、前に進む姿は、みなさんが目標に向かって進む姿と重なります。

みなさんも小さな「やった～！」をたくさん増やして、目標に近づくといいですね。

でも、時には、だれでも、うまくいかないなあ、しんどいなあ、誰かと話したいなあと感じることがあると思います。

そんな時は、どんなことでもいいので、「たかラッコクラブ」にお話してください。どうすればいいか、いっしょに考えていきましょう。待っています。

6年生のみなさんには、ボールペンを
お配りします。
よかったら使ってくださいね。

すや



らく

ひみつは
まもりま

0120-931-170
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

相談は無料

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
宝塚市子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



こ けんり いいんかい 子どもの権利サポート委員会 「たかラッコクラブ」だより

～2025年5月発行 第31号～



あたらしいクラスやせんせい、おともだちには、なれましたか？

こまったことがあれば、 「たかラッコクラブ」にそうだんしてね。

こまったことや、なやみがあったら、がまんしないで、そうだんしてください。

がっこうやうちのこと、おともだちのことなどなんでもいいですよ。



「たかラッコクラブ」では、あなたのおはなしをきいて、いっしょにかんがえます。

ひみつはまもるので、あんしんしておはなししてくださいね。

そうだんは、むりょうのでんわ、おてがみ、あつてはなすなどのほうほうがあります。



ひみつは
まもります



0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

相談は無料

住所：〒665-0867

お手紙あて先

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい 子どもの権利サポート委員会 「たかラッコクラブ」だより

～2025年9月発行 第32号～



みなさんこんにちは。2学期が始まりましたね。まだまだ暑いし、学校に行くのがしんどいな。なんとなく楽しくないな。困ったことがある・・・。そんなことはありませんか？

そんな時は、だれかに話してみてください。気持ちがすっきりするかもしれませんよ。「たかラッコクラブ」にお話させてね。

マスコットキャラクターが決まりました！

子どもの権利サポート委員会「たかラッコクラブ」のマスコットキャラクターが決まりました。
考えてくれたのは、
武庫川女子大学
経営学部1年生の
学生さんです。
ありがとうございました！



どうぞよろしくね

すや

らく

おしらせ

「たかラッコクラブ」に新しい先生が来てくれました。
ほげあき先生です。
とてもやさしい先生です。



0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

相談は無料

住所：〒665-0867

お手紙あて先

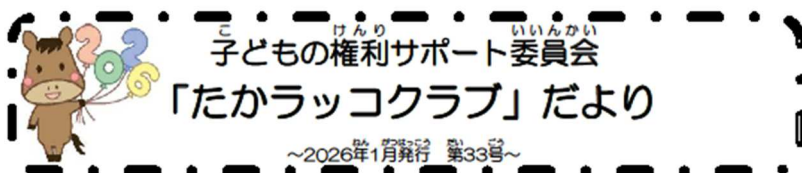
月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



あたら いちねん
新しい年のスタートです

みなさんは、どんな いちねん にしたいですか？
みなさんの ちいさな 「やった〜！」 がたくさんふえるといいですね。
今年は、うま 年。目ひょうにむけて、うまくいきますように・・・。
でも、なんだかうまくいかないなあ、しんどいなあ、だれかに お話
したいなあということもあると思います。
そんな時は、どんなことでもいいので、「たかラッコクラブ」に
お話 してね。まっています。



ことし
今年もよろしくおねがいします。



きゆうさい いーなまる
0120-931-170

げつ〜金曜日 13時〜19時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

どようび かい かようび
土曜日 第1・3火曜日 10時〜17時

相談は無料

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

お手紙あて先 宝塚市子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

ひみつは
まもります

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、
サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会 「たカラッコクラブ」だより

～2025年5月発行 第31号～ 中学生版

みなさんこんにちは。新しい学校や新しい学年になって1か月が過ぎました。新しい環境に慣れるため精一杯、がんばって過ごしてきたことと思います。

緊張感もあるけど、楽しさもあるし…といった、実はとても大変な体験をしているのです。気づいていないかもしれませんが、とても努力のいることをみなさんは、されています。そろそろ、疲れが出るころかもしれません。

「そうなんです…少し疲れてきました」という人は、休憩が必要だよというサインかもしれません。そんなときはゆっくり過ごす時間を作ってください。

そして…子どもの権利サポート委員会「たカラッコクラブ」に、お話してみませんか？お友達関係や、SNSトラブルのこと、部活のこと、高校受験のこと、家族のことで心配なこと、悩みごとなど、お話してみませんか？

名前や学校名は言わなくても大丈夫です。秘密はぜったいに守ります。少しお話するだけでも、気持ちは楽になるかもしれません。

一緒に解決方法を考えていきましょう。



来所もOKです

●**無料電話相談 0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●**お手紙相談送付先** 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

ひみつは守ります

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてくださいね！

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会 「たカラッコクラブ」だより

～2025年9月発行 第32号～ 中学生版

2学期がはじまり、また新たな気持ちで毎日過ごしていることと思います。楽しいこともあります一方で悩みや不安を感じることもあるかもしれません。心が辛くなったり孤独を感じたりすることもあるかもしれません。でもどうか忘れないでください、あなたは一人じゃありません。思春期は誰もが色々な感情を抱くものです。しんどくなった時はどうか自分自身を大切にしてください。

みなさんの存在はとても価値があり、みなさんの笑顔や声はまわりの人にとって大切な宝物です。子どもの権利サポート委員会はあなたの気持ちに寄り添い、支えたいと思っています。もし辛い気持ちや悩みがあったときは遠慮せず、子どもの権利サポート委員会に話してくださいね。話すことで気持ちが整理されたり、解決の糸口が見つかることもありますから。



★★★子どもの権利サポート委員会

『たカラッコクラブ』

公式キャラクターが決定しました★★★

考案者は、武庫川女子大学経営学部学生さんです
考えてくださり、心から感謝申し上げます



お知らせ

新しいサポート委員が
就任しました
はげあすか
羽下飛鳥先生です
みなさんの気持ちや考えを
理解して元気になれるように
支えてくれる
心理の専門家です

●**無料電話相談 0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●**お手紙相談送付先** 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

ひみつは守ります

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてくださいね！

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



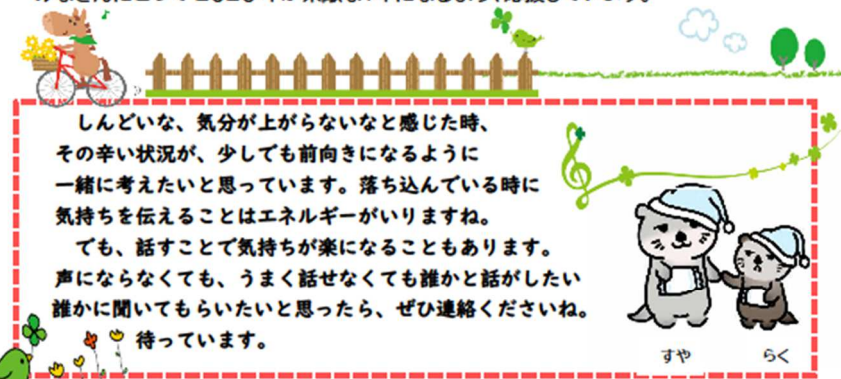
素敵な一年になりますように

中学生のみなさんが関心のあることは「友達つき合い」や「部活のこと」「将来のこと」が多いと聞きます。

新しい年、友達とずっと仲良くなりたい、部活でレギュラーをとりたい、将来の夢に向けて何か始めたい、そんな思いを抱えている人もおられるでしょう。将来のことはまだ遠い未来のように感じるかもしれませんが、日々の生活の中での小さな挑戦や経験が未来のみなさんを作っていきます。

部活で限界に挑戦したり身の回りの「なぜだろう?」を大切にしたり。どんな経験もきっと役に立ちます。新しい年は、心機一転、チャレンジしやすいですね。新しい気持ちで、一歩を踏み出してみてください。

みなさんにとって 2026 年が素敵な1年になるよう、応援しています。



- きゅうさい いーなまる 月～金曜日 13時～19時
 ●**無料電話相談 0120-931-170** 土曜日 第1・3火曜日10時～17時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)
- お手紙相談送付先** 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
 子どもの権利サポート委員会 宛
 ひみつは守ります ※お返事希望の場合は住所と名前を書いてくださいね!

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、
 サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会 「たかラッコクラブ」だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります)
～2025年5月発行 第21号～ 高校生版



高校生のみなさん、ご入学・ご進学おめでとうございます！

私たち子どもの権利サポート委員会「たかラッコクラブ」一同、みなさんがそれぞれに充実した学校生活を過ごされることを心より願っています。

新たな1年がスタートし、早一か月が過ぎましたね。新しい環境に慣れるには多くのエネルギーを消費します。またGW明けの今、「なんだか疲れてるな」「学校に行くのがしんどい…」などの気持ちを抱えている人も多いのではないのでしょうか。

今はちょうど季節の変わり目。体調も心の調子も不安定になりやすく、やる気が出なかったり、人間関係での悩み事が多くなる時期です。

そんな時は一人で悩むのではなく、相談してみてください。

誰かに話すことで気持ちが軽くなる場合があります。

「たかラッコクラブ」では、あなたの話を聞き、あなたにとって

一番良いことはなにか、一緒に考えます。どんなことでも

大丈夫です。ぜひ、「たかラッコクラブ」に相談してください。

ほんの少しの勇気を持ってくださいね。

いつでも待っています。



悩みや困りごとがあれば、「たかラッコクラブ」に相談してください

「わたしの悩みなんて、小さいことだから…」

悩みに「大きい」も「小さい」もありません。「たかラッコクラブ」では、困っているあなたに寄り添い、

あなたの権利を守り、解決のお手伝いをします。

本日、お配りしたダイヤルカード、必要な時に思い出して使ってくれたらうれしいです。

一人で悩まず、抱え込まず、「たかラッコクラブ」に相談してくださいね。

「たかラッコクラブ」は、秘密を守り、安心して相談できる環境を整えています。

宝塚市のHPや子ども向け公式HP <たからづか KIDS キッズ> <フェイスブック>で「たかラッコクラブ」を紹介しています。
「どんなところから分からないので相談しにくい…」と思ったら事前にチェックしてみてください。
サポート委員会の写真など掲載しています。



- 無料電話相談 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)
- 来所相談 フレミア宝塚2階
- 手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

子どもの権利サポート委員会 「たかラッコクラブ」だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります)
～2025年9月発行 第22号～ 高校生版



厳しい暑さが続いているようですが、暦の上では秋になっています。9月といえば、何を思い浮かべますか？

今来むと 言ひしばかりに 長月の 有明の月を 待ち出でるかな

(古今和歌集・素性法師)

『古今和歌集』には、月や秋の夕暮れを詠んだ歌がたくさんでてきます。9月は月がきれいに輝きます。文化祭準備などで忙しい日々の中で、下を向いて歩いていませんか？月の光には、リラックス効果や睡眠の質の向上が期待されています。たまには上を向いて、ゆっくり月を眺めてはどうでしょうか。

マスコットキャラクターが決定しました

この度、子どもの権利サポート委員会「たかラッコクラブ」マスコットキャラクターが決定しました！

キャラクターの名前：

すや(左)・らく(右)

考案者：

武庫川女子大学経営学部

1年生



素敵なキャラクターを考えていただき、ありがとうございました！
これからも、『たかラッコクラブ』をよろしくお願いします。

身近に相談できる先生はいますか？

あなたの気持ちを受け止めてくれる大人・お友達はいますか？

辛いとき、話をするだけでも心が軽くなったり、解決策が見つかる場合があります。

とても優しく寄り添ってくれる羽下飛鳥先生がサポート委員に新たに就任しました。

一人で悩まず、抱え込まず、『たかラッコクラブ』に相談してくださいね。

『たかラッコクラブ』は秘密を守り、安心して相談できる環境を整えています。

宝塚市のHPや子ども向け公式HP <たからづか KIDS キッズ> <フェイスブック>で「たかラッコクラブ」を紹介しています。
「どんなところから分からないので相談しにくい…」と思ったら事前にチェックしてみてください。
サポート委員会の写真など掲載しています。



- 無料電話相談 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)
- 来所相談 フレミア宝塚2階
- 手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

3 活動報告会

◇令和6年度 活動報告会

日時：令和7年8月9日（土）

場所：フレミラ宝塚3階 大会議室

第1部：宝塚市子どもの権利サポート委員会「たかラッコクラブ」の活動報告

第2部：講演

『子どもの権利が保障される地域を目指して part2』

～あなたも、わたしも、子どもアドボカシー～

講師：曾我 智史 氏（弁護士/社会福祉士）



子どもの権利を守る活動の報告会と講演

いきる 学ぶ ひろげる 子どもの権利

2025.8.9（土）13:00～15:00

〈場所〉フレミラ宝塚3階 大会議室
※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください

第1部：宝塚市子どもの権利サポート委員会「たかラッコクラブ」の活動報告会
サポート委員と相談員が令和6年度の委員会活動について報告します。

第2部：講演
『子どもの権利が保障される
地域を目指して part2』
～あなたも、わたしも、子どもアドボカシー～

「子ども一人ひとりに尊厳を」を合言葉に、
子どものオンブズパーソンの機能や活動について
事例を紹介します。子どもがチカラをつけるため
に何か必要かを一緒に考えましょう。

【講師】曾我 智史氏（弁護士/社会福祉士）
大阪市いじめ調査第三者委員会委員長
NPO 法人つなご（子どもシェルター）理事長
尼崎市子どものための権利擁護委員会委員長
県児童相談所アドバイザー
前宝塚市子どもの権利サポート委員会委員長

【Facebook】
f 
Tokorozuka City
宝塚市

【事前申込】二次元コードから申し込みしてください。
要約筆記・手話通訳はご相談ください。

【問い合わせ】宝塚市子どもの権利サポート委員会
TEL：0797-91-2001



4 啓発活動

◇子どもの権利サポート委員会の愛称（たかラッコクラブ）にぴったりのマスコットキャラクターが誕生しました。



すや

らく

キャラクターは武庫川女子大学の学生に考えていただきました。
キャラクターを活用して、子どもたちに「たかラッコクラブ」をより身近なものとして知ってもらえるよう周知していきます。

◇広報番組「知ってよ！宝塚」平成 29 年 12 月 掲載
Youtube にて動画アップ中



「知ってよ！宝塚「子どもの権利サポート委員会」
動画 Youtube 二次元コード

(おわりに)

Ⅰ 年間をふりかえって

令和6年9月に、宝塚市子どもの権利サポート委員会の委員を拝命しました松尾と申します。早くも2年ほどたちました。私は、兵庫県弁護士会の子どもの権利委員会に所属しており、少年事件の付添人やいじめ調査委員の外部委員等もしています。弁護士会に依頼のあった中学校に、いじめの防止授業で出向くこともあります。就任した令和6年度は、宝塚市子どもの権利サポート委員会設立10周年の節目の年度ということで、同委員会の愛称を募集しました。非常に多くの応募をいただいて、投票により選ばれた「たかラッコクラブ」の愛称も、今では少しは定着したのではないかと思います。引き続き、更に前進して活動していけたらと思います。

私は保護司もしており、保護観察を受け持っています。また、人権擁護委員として、人権相談も担当しています。他には、民生委員・児童委員の方と一緒に「一緒にプロジェクト」という名前で地域食堂もやっています。地域食堂では、子どもたちだけでなく、地域の方たちに喜んでもらえるイベントにも取り組んでいます。地域食堂は、毎月第4土曜日に東公民館で開催しています。その場所でも、子どもの権利サポート委員会のパンフレットを置いてもらっています。パンフレットを置いたからといって、すぐに相談があるわけではないと思いますが、地域で地道に活動をして、少しでもこの委員会の存在を認知してもらえたらいいなと思います。

本業が弁護士なので、相談業務の経験は豊富ですが、相談内容や求められていることが少し違うので、なかなか慣れません。法律的な観点からも話を聞きますが、弁護士業務とは異なり、できるだけ寄り添って聞こうと心がけています。(もちろん、弁護士業務の際に寄り添っていないということではありません。念のため。弁護士として法律相談を受ける時は、法的にどのような構成が成り立ちうるのかという視点で聞くことが多いです。) 弁護士としての経験とこの委員会での経験が、相互に役に立てばいいなと思っています。

実は、私の所属している兵庫県弁護士会でも、子どもの権利についての相談を受けています。これに対して、宝塚市子どもの権利サポート委員会では、弁護士だけではなく、社会福祉士等他の有資格者もおり、弁護士の相談というよりは、子どもに関する専門家の相談窓口として、多角的な視点から相談を受けることができていると思います。私自身も他の委員の方と一緒に相談を受け、非常に勉強になった経験が何度もありました。相談を受けて、その後、委員会で議論をし、方向性を検討する過程で色々な考え

を知ることはとても有意義でした。一方で、委員の人たちは、私もそうですが、他に仕事を持っており、どうしても機動性に欠けるのは今後の課題かもしれません。

子どもに関する問題は多岐にわたり、また、この方法を取ったら必ず解決するといった単純な問題でもありません。私たち宝塚市子どもの権利サポート委員会の委員と相談員は、相談内容について話し合い、色々な意見を出し合い解決するために頑張っています。

宝塚市子どもの権利サポート委員会が、子どもに関する問題の解決の一助になれば幸いです。

宝塚市子どもの権利サポート委員会委員 松尾 隆寛

サポート委員一年目をふりかえって

昨年6月から委員を拝命しました羽下飛鳥（はげ あすか）です。初対面の方からは大体「流石に『はげ』はないだろう」と思われるため、「はげです」「え？（聴き間違い？）」「はげです」「え？（まさかね？）」「いえ、はげです」「へえ（まじかー・・・）、変わったお名前ですねえ」というやりとりを昔から繰り返してきました。ちなみに（ ）内は非言語情報から私が妄想的に聴いている相手のこころの声です。幼少期は「名字で『はげ』って!?・・・」と天を仰いでいましたが、もともとは地名のようです。「もっと別の読み方にする方策もあつただろうに」と先祖に一言モノ申したい気持ちもあります。ただ、珍しさゆえに覚えてもらいやすいというメリットはあります。一方、東北の方には同じ漢字で「はが」と読む一族もいるようで、親戚かもしれないと親族が言っていたような言っていなかったような・・・。

さて、私は現在、大学教員としての勤務を主軸にし、公認心理師・臨床心理士として様々な臨床現場でも仕事をいただき、主に児童期～青年期の人たちと関わっています。その人たちとの関わりの中で感じることは、彼らが「どこかにある唯一の正解」を探している、ということです。そしてできればその正解を「コスパよく」手に入れたいし、誰かに教えてほしい、と思っているようにも感じます。「愛されるメイク」「選ばれる外見」「あなたに合った進路」などの「正解があるかのような」言葉が SNS には溢れていますが、それはどこか、実体のない「青い鳥」を追いかけているようでもあります。

そうした「正解」を求める風潮は、令和を生きるこどもや若者たちにとって、切実なサバイバル戦略なのかもしれません。失敗が許されないように思える社会の中で、傷つけないための防具として「正解」を欲してしまう気持ちは、我々大人が作ってきた社会を彼らが素直に受け取った結果ともいえます。

こうしてこどもたちは、誰かが決めた「唯一の正解」に自分を当てはめようと格闘します。しかし、否定されるのを恐れるあまり、周囲の友達や大人ではなく「チャッピー（ChatGPT のことを子どもたちはこう呼びます）」といった生成 AI に心の拠り所を求めるようになっていきます。これは本質的な解決にならないばかりか、海外では生成 AI に傾倒した少年が結果として命を絶つという痛ましい事件も起こってしまいました。このことからわかるのは、今こどもたちが生きている環境は、一見便利で豊かであるものの、自分自身の「声」を最も見失いやすい条件が整っているということです。

この自分自身の「声」は、「人権」と言い換えられるのではないのでしょうか。人権と聞

くと、なんとなく教科書的で、歴史的な「差別」の問題とセットで教えられることも多いため、「差別はダメ」「人権は尊重するもの」という“お決まりの正解”として捉えられがちです。ですが、人権の本質とは、もっとシンプルに「自分の人生を自分で決めていい」ということのはずです。

SNS にあふれる「幻の正解」は、時に子どもたちから「自分らしく試行錯誤する自由」を奪います。周囲の顔色を窺い、社会の型にはまろうと必死になっている子どもたちの姿は、健気であると同時に、どこか息苦しそうに私の目には映ります。「こどもの人権サポート」は、そうした子どもたちの中に眠る自分自身の「声」を再発見し、安全な形で外に出していけるよう伴走することだと考えています。それは「唯一の正解」のような分かりやすさは持ち得ませんが、確かに自分で掴み取ったという実感となり、その子のこれからの人生を支える力になってくれるのではないのでしょうか。

宝塚市子どもの権利サポート委員会委員 羽下 飛鳥

子どもたちの声に寄り添うために ー今年度の活動を通して感じたことー

今年度も、子どもからのさまざまな声に耳を傾けて相談活動を行ってきました。子どもたちの話す内容は、学校や家庭での困りごと、自分自身の気持ちの整理など多岐にわたります。その中には、はっきりとした「悩み」として語られるものもあれば、うまく言葉にできずモヤモヤや不安として表現されるものもありました。

相談を受ける中で改めて感じたのは、「安心して話せる場所」の大切さです。否定されることなく自分の思いや考えを受け止めてもらう経験は、子どもが自分自身を大切に思う自己肯定感や次のステップを考える力につながっていきます。私たち相談員の役割は、子どもが自分の気持ちを整理し、答えを見つけていく過程に寄り添うことにありと考えています。

また今年度は、相談対応だけでなく、子どもの権利や相談窓口の存在を知ってもらうための周知・啓発活動にも取り組みました。実際には、お手紙フォームを改定し、リーフレットとともに児童館へ配布しました。「困ったときに相談してよい場所がある」と子ども自身や周囲の大人に知ってもらうことは、子どもの声を守られる環境づくりにつながる大切な取組であると感じました。

これからも、子どもの最善の利益を大切にする視点を持ちながら、一つ一つの声を受け止め、安心して相談することができる存在であり続けたいと思います。子どもの声に耳を傾けることが、子どもの権利を守ることにつながる。その思いを胸に今後も活動を続けたいと思います。

子どもの権利サポート委員会「たかラッコクラブ」相談員



「子どもの最善の利益」を考える現場から

日々の相談の中で私は「子どもの最善の利益」という言葉を大切にしています。それは、決して大人が「これが正解だよ」と道を決めることではありません。子ども自身が心の奥にある本当の気持ちを安心して言葉にでき、それを周りが受け止めること。その地続きに子どもが安心できる瞬間、ホッとする幸せがあるのだと感じています。

言葉にすることで心に「余白」が生まれる

子どもにとって悩みを誰かに話すことはとても勇気がいることです。

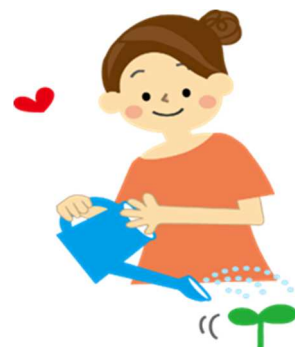
「怒られるかも」「否定されるかも」「心配をかけるかも」・・・そんな不安を抱える時に「言葉」を使ってくれたらと思います。気持ちを「言葉」にして心から外に出すと心の中に少しだけ「余白」、ゆとりが生まれます。その空いた場所にまた新しい楽しいワクワクや優しい気持ちが入り込んでくれたらいいなと思います。

- ・自分を知る一歩・・・支離滅裂でも言葉にならない声でも外に出すことで自分の気持ちを整理し自分を大切にできる力が育まれます。
- ・「一人じゃない」という心のつながり・・・誰かが耳を傾けてくれるという経験は「困ったときは助けを求めていいんだ」というお守りのような安心感になります。

相談員として大切にしたいこと

私たち大人の役割はすぐに問題を解決すること以上に子どもが「話して良かった」と思える瞬間を一つ一つ積み重ねることです。子どものつぶやきに耳を傾け「あなたの感じていることはとても大切なことなんだよ」と伝える。どんな小さな悩みも子どもにとっては大きな世界の話です。勇気を出して伝えてくれた言葉を大切に受け止めたいと思います。子どもの心がいつも新しい「楽しい」になるように。相談の扉を開く小さな勇気を持った子どもに寄り添うことができるようこれからも相談員として励みたいと思います。

子どもの権利サポート委員会「たカラッコクラブ」相談員



令和7年度を振り返って

2025年は55年ぶりに大阪で大阪・関西万博があり、各国の文化や科学の最先端を見ることができました。科学技術の進歩は目覚ましいものがあります。

最近、タイパ(タイムパフォーマンス)やコスパ(コストパフォーマンス)などの言葉があるように、いかに時間や費用を有効に活用するかに力点が置かれる生活です。

55年前にはなかった、メールや LINE、SNS など新しいコミュニケーションの道具が普及し、いつでも誰とでも連絡がとれるようになり、便利になった反面、SNS の中でのいじめや、犯罪など、これまでにはない問題が生じています。

相手の顔を見ない画面越しの言葉では、お互いに誤解が生じることも多いと思います。実際に顔を見て、言葉を聞いてなら、顔色、表情、しぐさ、言葉の抑揚、間の取り方など、言葉以外からも伝わるものがたくさんあります。

私たち相談員は、子どもからの言葉以外の声にならない声も大切にしています。子どもにとって、誰かに自分のことを話すのは、大変勇気がいることでしょう。そのハードルが低くなればと思います。

子どもの思いを大切に、声にならない声を聴き、少しでも子どもがリラックスして話せる場を作っていきたいです。

こちらから解決方法を提示するのではなく、子どもの声に寄り添い、その思いを整理しながら、どのようにしたら、その子が少しでも自分らしくいられるかを一緒に考えていきたいと思っています。

子どもはみんな、子どもの権利を持っています。子どもたちが、子どもの権利を持っていることを知り、ありのままの自分を大切にできるようになればと思います。相談員として、その一助となれるよう、これからも努力していきたいです。

子どもの権利サポート委員会「たかラッコクラブ」相談員



＜参考資料＞◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

I 子どもの権利サポート委員会とは

1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制で運用しています。

2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申立てについては当事者である子ども又はその保護者からできることとしています。

※子どもの定義…市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

3 相談体制（令和8年3月末現在）※任期は1期2年間となっています。

（委員）3人 吉田 祐一郎（大学准教授：社会福祉士）
（任期 令和6年（2024年）9月1日から
令和8年（2026年）8月31日まで）
松尾 隆寛（弁護士）
（任期 令和6年（2024年）9月1日から
令和8年（2026年）8月31日まで）
羽下 飛鳥（臨床心理士：公認心理師）
（任期 令和7年（2025年）6月1日から
令和9年（2027年）5月31日まで）

（相談員）3人（会計年度任用職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月曜～金曜 13：00～19：00、
土曜及び第1・3火曜 10：00～17：00
（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話 0120-931-170、来所、インターネット、手紙

（場所）宝塚市売布東の町 12-8 フレミア宝塚 2 階

（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために「子どもの権利サ

ポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見することもできます。

5 相談・救済の流れ

(1) 相談方法

- ・電話相談 フリーダイヤル（0120-931-170）^{きゅーさい い-なまる}で受けています。
- ・来所相談 フレミア宝塚2階子どもの権利サポート委員会に直接来ていただき相談を受けています。
- ・手紙相談 お手紙フォームや便箋で届いたお手紙での相談を受けています。
- ・インターネット受付 市HPの相談受付フォームで受付し、折り返しお電話で対応します。

(2) 相談できる人

子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

(3) 相談・救済の流れ

- ・最初に相談員がお話をお聴きします。じっくり傾聴し、一緒に考えていきます。相談者が自力でできることに気づいたり、納得することで、相談を終えるケースもあります。

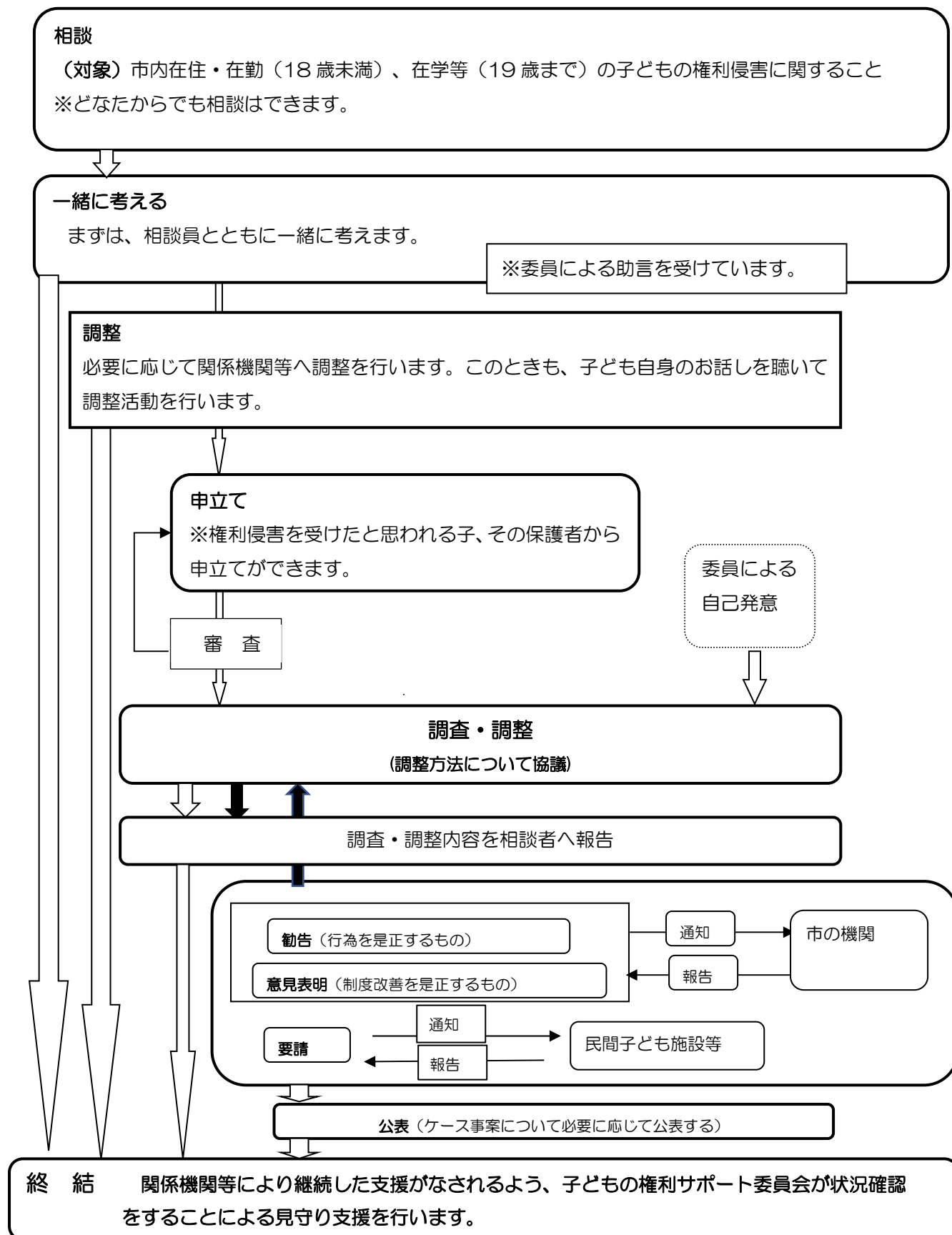
相談者には、悩み事があれば、いつでも、何度でも話を聴かせてほしいとお伝えし、今後も一緒に考えていく姿勢で話を聴きします。

- ・相談内容を相談員と子どもの権利サポート委員で共有します。委員は相談員に相談者の意向に寄り添った支援への助言を行い、必要に応じて直接相談者との面談や調整活動等を行います。

- ・子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や関係機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て、働きかけ、調整活動を行います。

- ・当事者等からの申立てにより、必要に応じて調査を実施し、改善の要望や意見表明などを行います。

子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)



Ⅱ 子どもの権利サポート委員会設置経緯

1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行（平成 25 年（2013 年）5 月 1 日）

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し、平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」という。）では、平成 25 年（2013 年）7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年（2014 年）3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回（子どもの人権擁護のあり方を審議したもののみ）の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

（1）子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年（2013 年）8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

（2）パブリックコメントの実施

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日にパブリックコメントが実施され、市民からの意見聴取が行われました。

さらに、パブリックコメントでの意見について、審議が行われました。

（3）子ども審議会からの答申

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申が市長に対して行われました。

3 子どもの権利サポート委員会条例制定

平成 26 年(2014 年)6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年(2014 年)11 月 1 日施行とし、「子どもの権利サポート委員会」が設置されました。

Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準する者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

(サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るもののうちから、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

(解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

- (1) 議会の権限に属する事項であるとき。
- (2) 裁判係争中の案件であるとき。
- (3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。
- (4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

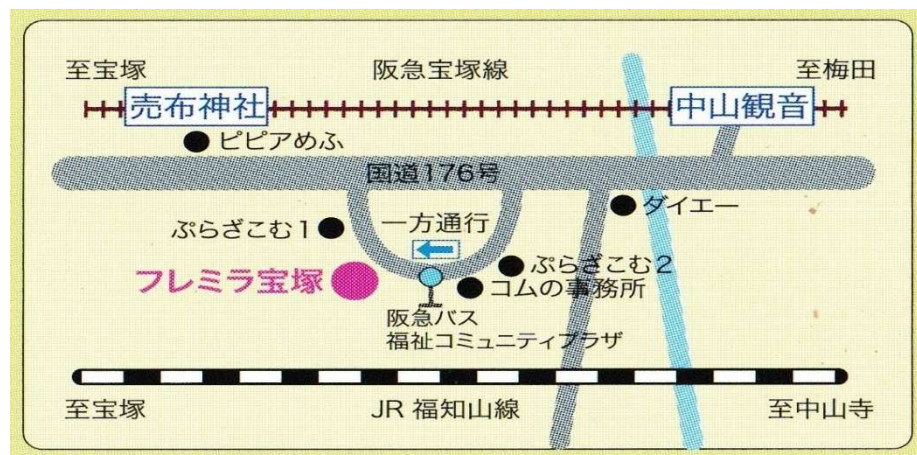
附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

宝塚市子どもの権利サポート委員会



〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号
フレミラ宝塚2階



阪急電鉄売布神社駅または中山観音駅から歩いて10分
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ

TEL 0797-91-2001 (事務局)
FAX 0797-91-2039

相談専用電話 ^{ふりーだいやる きゅーさい いーなまる} 0120-931-170

相談時間 月曜～金曜：13時～19時

土曜、第1・3火曜：10時～17時

(日・祝日・年末年始はお休み)